

鏡野町  
高齢者福祉計画・  
第9期介護保険事業計画  
(素案)

令和5年12月時点

鏡 野 町



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の法的根拠及び目的 .....	2
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 他計画との整合性 .....	3
第5節 計画策定の体制 .....	4
(1) 策定体制 .....	4
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 .....	4
(3) 在宅介護実態調査の実施 .....	19
第6節 計画見直しにおける基本的な考え方について .....	28
(1) 介護サービス基盤の計画的な整備 .....	28
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 .....	29
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 .....	30
第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移 .....	31
第1節 人口の現状と推移 .....	31
(1) 人口構成 .....	31
(2) 人口及び高齢化率の状況 .....	32
(3) 人口の将来推計 .....	33
第2節 要介護等認定者の現状と将来推計 .....	34
(1) 要介護等認定者の推移 .....	34
(2) 要介護等認定者の将来推計 .....	35
第3章 計画の基本構想 .....	36
第1節 基本理念 .....	36
第2節 計画の基本目標 .....	37
第3節 日常生活圏域の設定 .....	37
第4節 地域共生社会の実現 .....	38
第5節 施策体系 .....	39
第4章 地域包括ケアシステムの推進と住みやすい町づくり体制の充実 .....	41
第1節 地域包括支援センターの機能充実 .....	41
(1) 地域包括支援センターの役割 .....	41
(2) 包括的・継続的な高齢者支援体制の実現 .....	42
第2節 医療・介護・福祉の連携強化 .....	43

(1) 在宅医療・介護連携推進事業.....	43
第3節 地域包括ケアシステムの推進.....	45
(1) 地域包括ケア会議の推進.....	45
第4節 相談体制の充実.....	46
(1) 包括的支援体制の構築.....	46
第5節 地域共生社会の実現.....	47
(1) 支え合い活動の担い手確保と活動の推進.....	47
第5章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり.....	49
第1節 生活面で困難を抱える高齢者に、住まいと生活支援を一体的に提供する環境の整備.....	49
(1) 高齢者の多様な住まいの整備.....	49
(2) 交通手段の確保.....	51
(3) 消費者被害対策の推進.....	52
第2節 在宅で生活する高齢者と家族への支援.....	53
(1) 高齢者の自立した生活を継続するための支援の推進.....	53
(2) 家族介護者への支援の推進高齢者の自立した生活を継続するための支援の推進.....	54
第3節 権利擁護の推進.....	56
(1) 権利擁護事業・成年後見制度の利用支援.....	56
(2) 高齢者の虐待防止.....	57
第6章 認知症になっても今までの生活を継続できる支援体制づくり.....	58
第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進.....	58
(1) 認知症に関する理解促進.....	58
(2) 認知症の相談体制の充実.....	61
第2節 認知症の早期対応・受診支援体制の充実.....	62
(1) 多職種連携による早期対応や相談支援の推進及び医療との連携.....	62
第3節 地域で認知症を支えるための活動の促進.....	63
(1) 認知症予防活動の取組、介護予防と連携した通える場の提供.....	63
(2) 認知症の方やその家族の居場所づくり.....	64
第4節 認知症に理解ある共生社会の推進.....	65
(1) 認知症の人の行方不明時の早期発見等のネットワーク構築.....	65
(2) 若年性認知症の人への支援.....	66
第7章 高齢者一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと介護予防.....	67
第1節 高齢者の健康づくり.....	67
(1) 各種健康診査・がん検診等の充実.....	67
(2) ハツラツサークルの推進.....	70

第2節 介護予防・生活支援サービス事業の推進 .....	71
(1) 訪問型サービス .....	71
(2) 通所型サービス .....	72
第3節 高齢者の生きがいづくり .....	74
(1) ボランティア活動と生きがいづくりの推進 .....	74
(2) 生涯学習の充実 .....	76
(3) スポーツ・レクリエーションの充実 .....	77
第8章 災害や感染症対策に係る体制整備 .....	78
第1節 防災体制・感染予防の充実 .....	78
第9章 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 .....	79
第1節 介護人材確保にむけた取組 .....	79
第2節 業務効率化の取組 .....	79
第10章 介護保険の円滑な推進 .....	80
第1節 介護保険サービスの量の確保と質の向上 .....	80
(1) 介護保険サービスの量の確保に向けた方策 .....	80
(2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営に向けた取組 .....	80
第2節 低所得者対策 .....	84
第3節 地域密着型サービスの基盤整備 .....	85
第4節 サービス別事業量の見込み .....	85
第5節 保険料の算定 .....	85
第11章 計画の推進について .....	86
第1節 計画の周知 .....	86
第2節 連携体制の強化 .....	86
(1) 庁内連携体制 .....	86
(2) 関連団体、住民組織との連携 .....	86
第3節 計画の進捗評価 .....	87
参考資料 .....	88
(1) 鏡野町介護保険運営協議会等設置要綱 .....	88
(2) 鏡野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱 .....	90

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

介護が必要になっても社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月に導入された介護保険制度は、これまでに介護予防重視型の制度への転換、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置による地域中心の新たなサービス体系の確立を実現してきました。

また医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止等に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の介護保険制度の見直しが行われました。

我が国の人口は、総人口が減少に転じる中、今後ますます高齢化が進展し、令和7年（2025年）にいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上（後期高齢者）となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。

また、児童、障害者、高齢者等の個別の制度・サービスによる従来の支援体制では問題解決に至らない地域住民や世帯が増加する等、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

このよう状況において本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でそれぞれの能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスを確保し、また関係機関と連携し地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

本計画は、鏡野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画が令和5年度で終了することを受け、第8期計画の検証及び見直しを行い、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等の取組を通じて、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を目指し、「鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の法的根拠及び目的

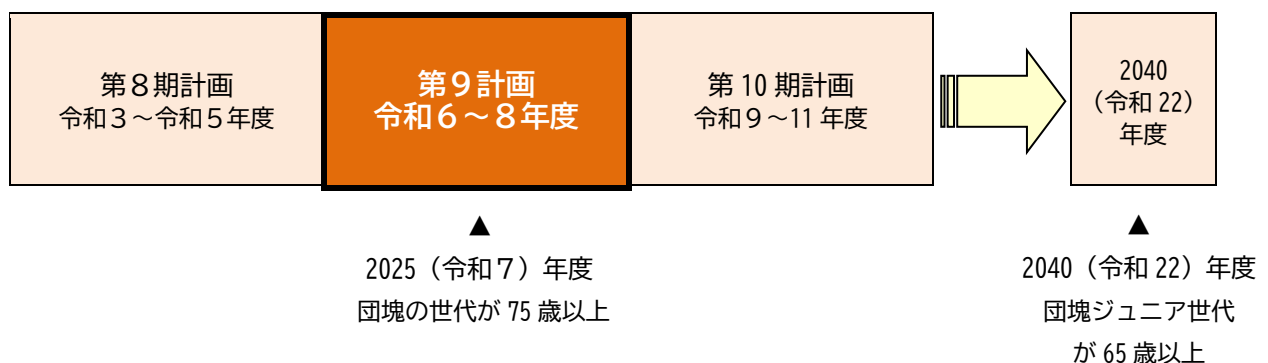
「鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

これは、高齢者の安心を支える老人福祉事業や介護保険事業を本町の実情に合わせて計画的、かつ包括的に実施することを目的としており、介護を必要とする高齢者のみではなく、本町の全ての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画として策定するものです。

## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

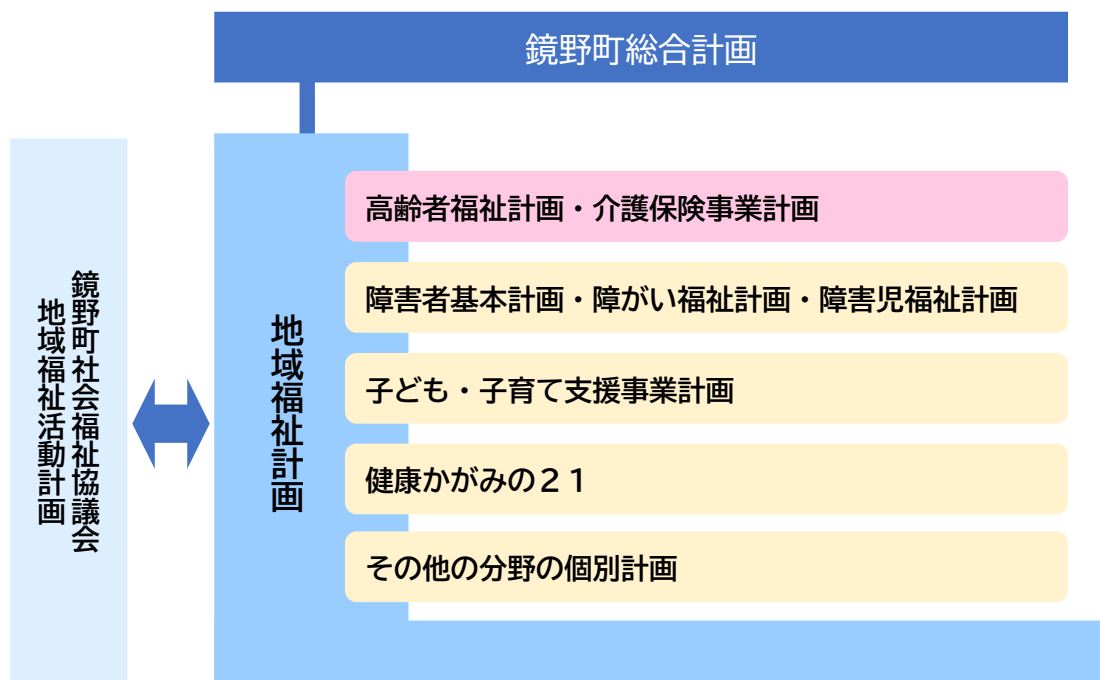
同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えて、本町における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。



## 第4節 他計画との整合性

本計画は、鏡野町のまちづくりの指針となる「鏡野町第2次総合計画」を最上位計画に位置付け、福祉分野における関係計画と整合性を図りながら策定しました。

また、その他、町の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画、国の指針、岡山県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画等との整合性を確保しました。





## 第5節 計画策定の体制

### (1) 策定体制

「鏡野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱」(平成17年鏡野町訓令第72号)に基づき、町議会議員、知識経験を有する者、福祉関係者代表、被保険者代表、保健医療関係者等からなる「鏡野町介護保険事業計画策定委員会」を開催し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、第8期計画の達成状況や課題を検討し、本計画を策定しました。

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

#### ①調査の概要

計画の策定に当たっては、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

対象者	令和4年10月1日現在、鏡野町にお住まいの65歳以上の方 (要支援・要介護認定を受けていない方)
実施期間	令和4年11月10日～令和4年12月16日
実施方法	郵送配布、郵送回収

#### ②調査票の回収状況

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,999件	1,670件	1,668件	83.4%

### ③調査結果について（抜粋）

※使用している第8期調査の数値は、令和2年1月20日～令和2年2月10日に鏡野町で実施された介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果です。

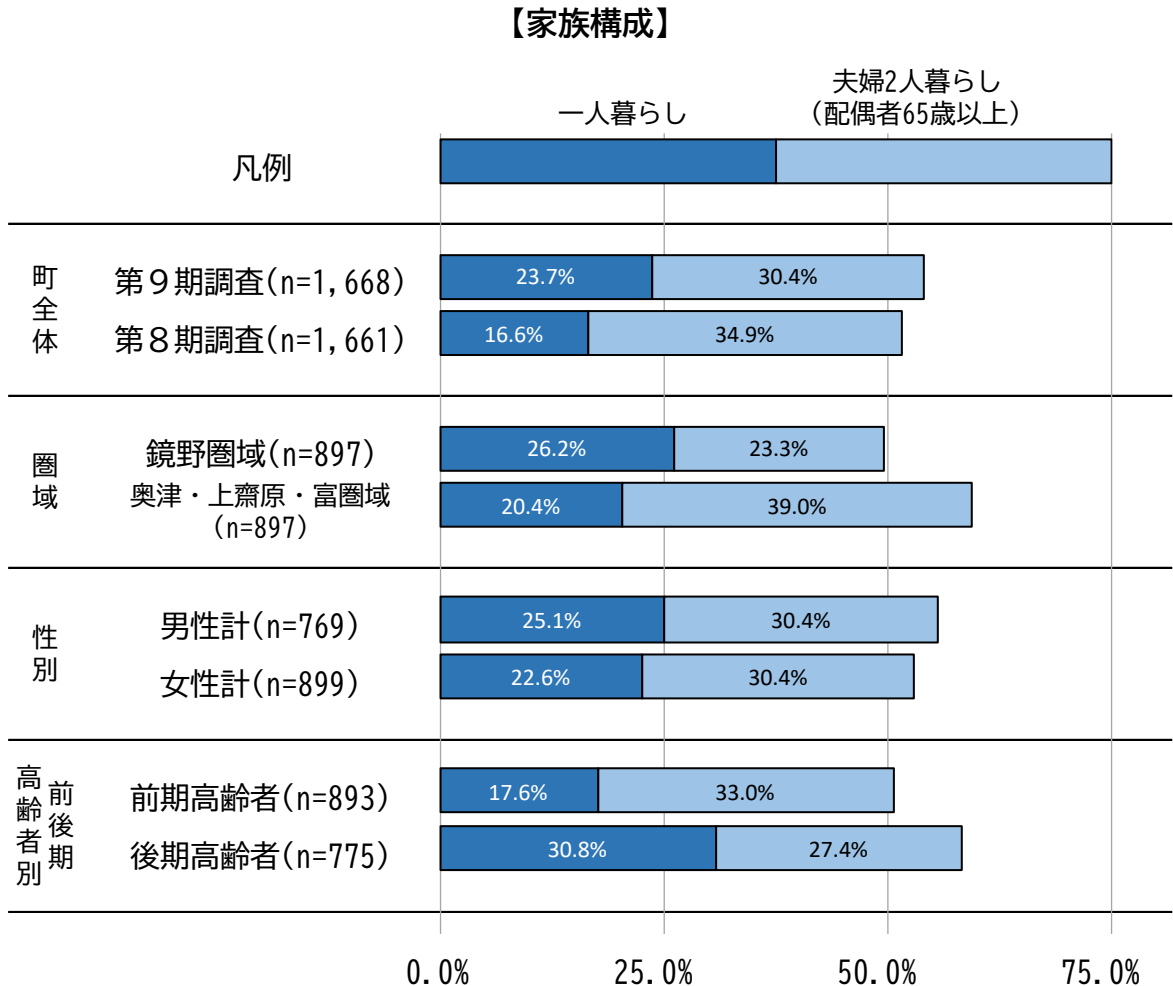
#### ア) 高齢者世帯について

高齢者世帯の状況についてみると、町全体では「一人暮らし」23.7%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」30.4%と、高齢者のみの世帯は54.1%となっており、第8期調査（51.5%）を上回っています。

圏域別にみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」は鏡野圏域より奥津・上齋原・富圏域に多くなっています。

性別でみると、「一人暮らし」は男性に多くなっています。

前後期高齢者別でみると、「一人暮らし」は後期高齢者（30.8%）に多く、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」は前期高齢者（33.0%）に多くなっています。



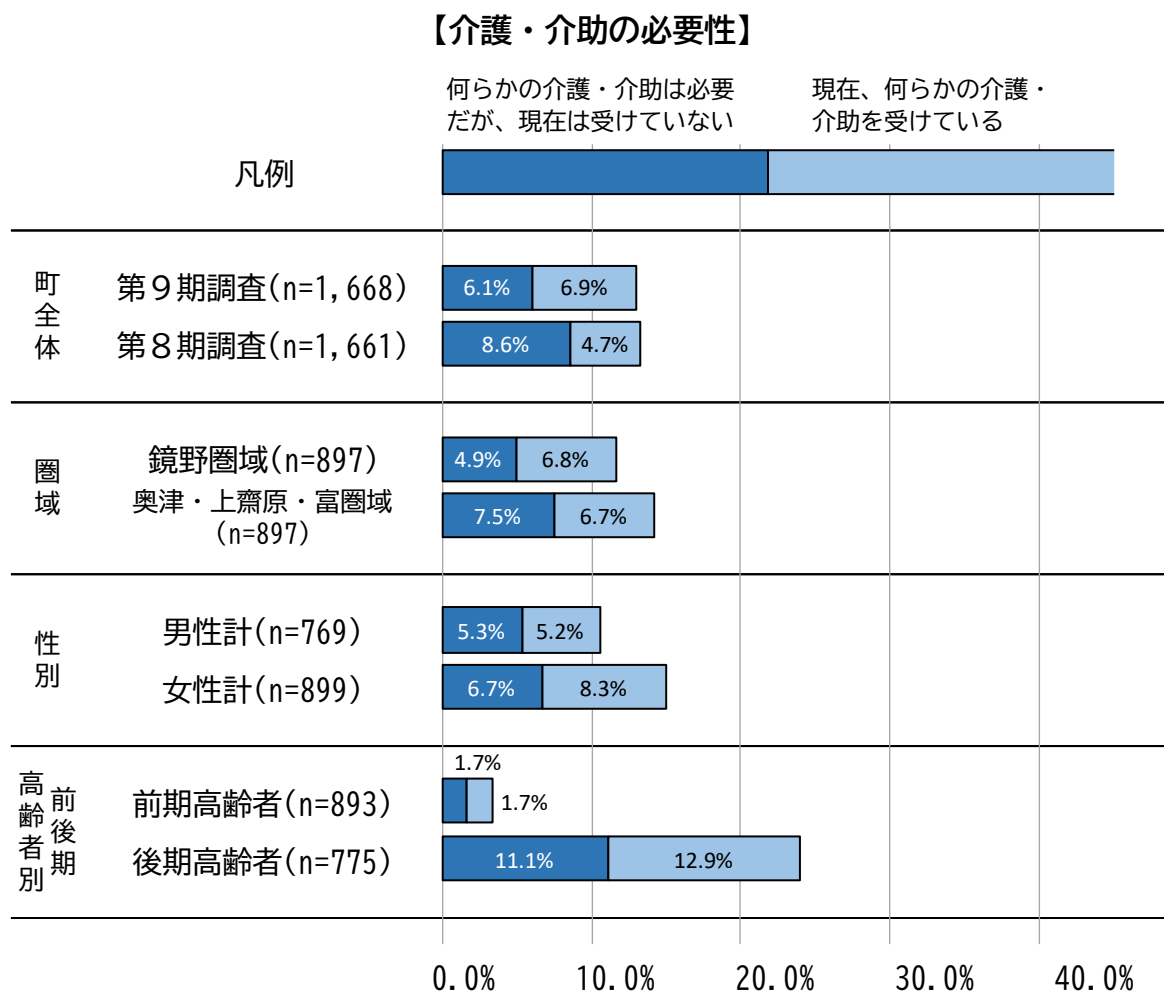
イ) 介護・介助の必要性

普段の生活の中で何らかの介護・介助が必要な方についてみると、町全体では「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」6.1%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」6.9%と、“何らかの介護・介助が必要”な方は13.0%となっており第8期調査（13.3%）を下回っています。

“何らかの介護・介助が必要”な方を圏域別にみると、奥津・上齋原・富圏域（14.2%）の方が鏡野圏域（11.7%）より若干多くなっています。

性別でみると、女性（15.0%）の方が男性（10.5%）より多くなっています。

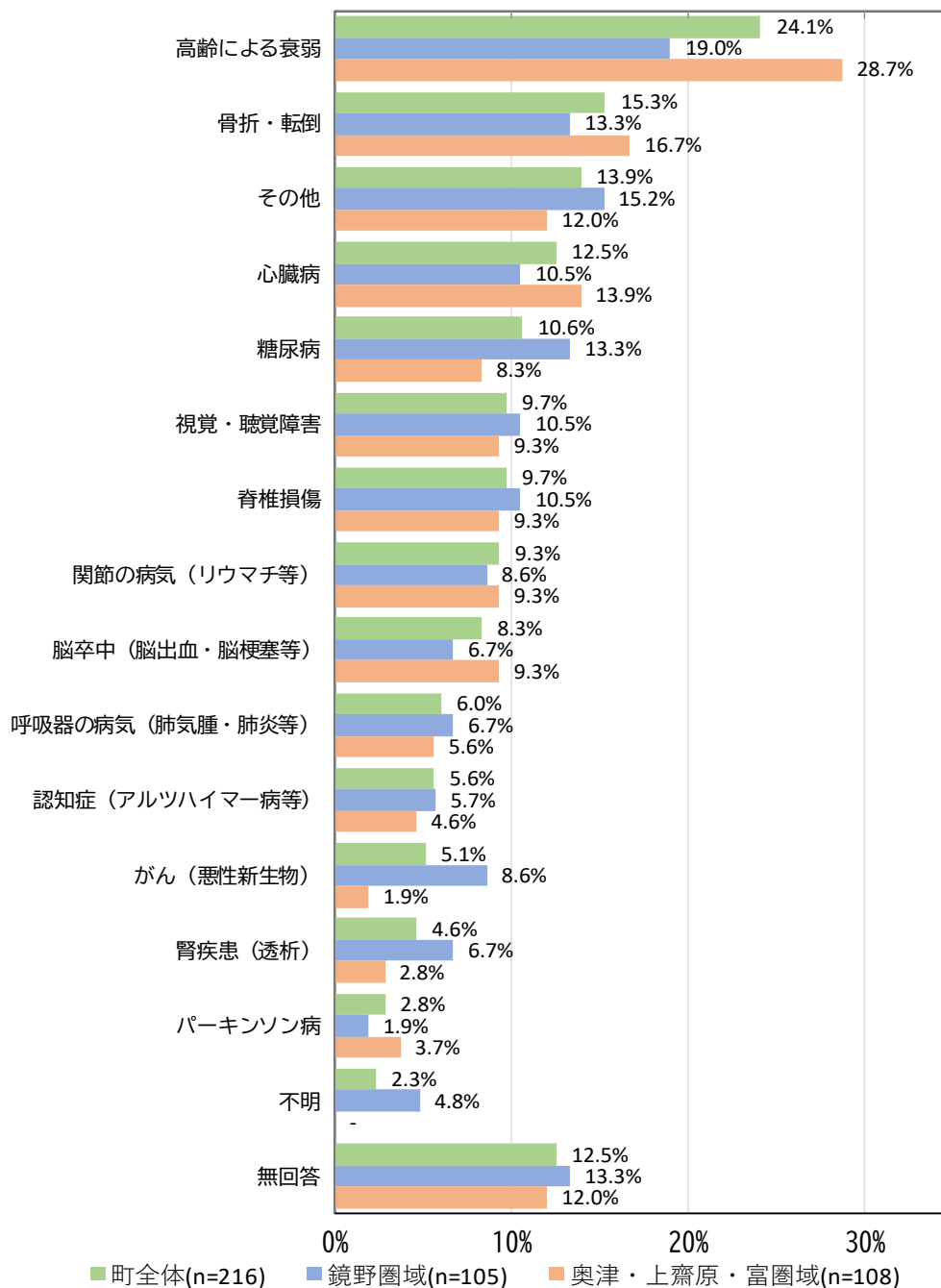
前後期高齢者別でみると、前期高齢者（3.4%）より後期高齢者（24.0%）に多くなっています。



介護・介助が必要になった原因についてみると、町全体では「高齢による衰弱」24.1%が最も多く、次いで「骨折・転倒」15.3%、「その他」13.9%の順となっています。

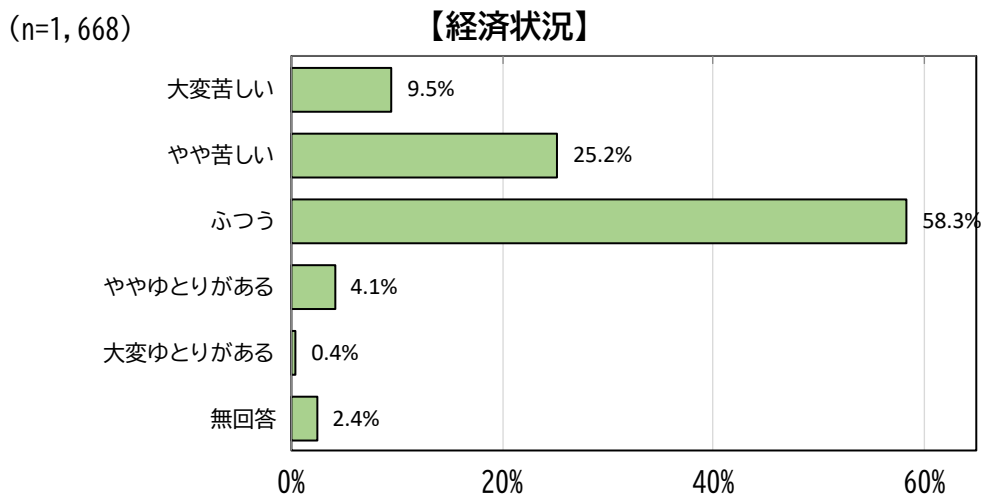
圏域別にみると、鏡野圏域では、「高齢による衰弱」、「その他」、「骨折・転倒」「糖尿病」、奥津・上齋原・富圏域では「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」、「心臓病」の順となっています。

【介護・介助が必要になった原因】



ウ) 現在の暮らしの経済状況

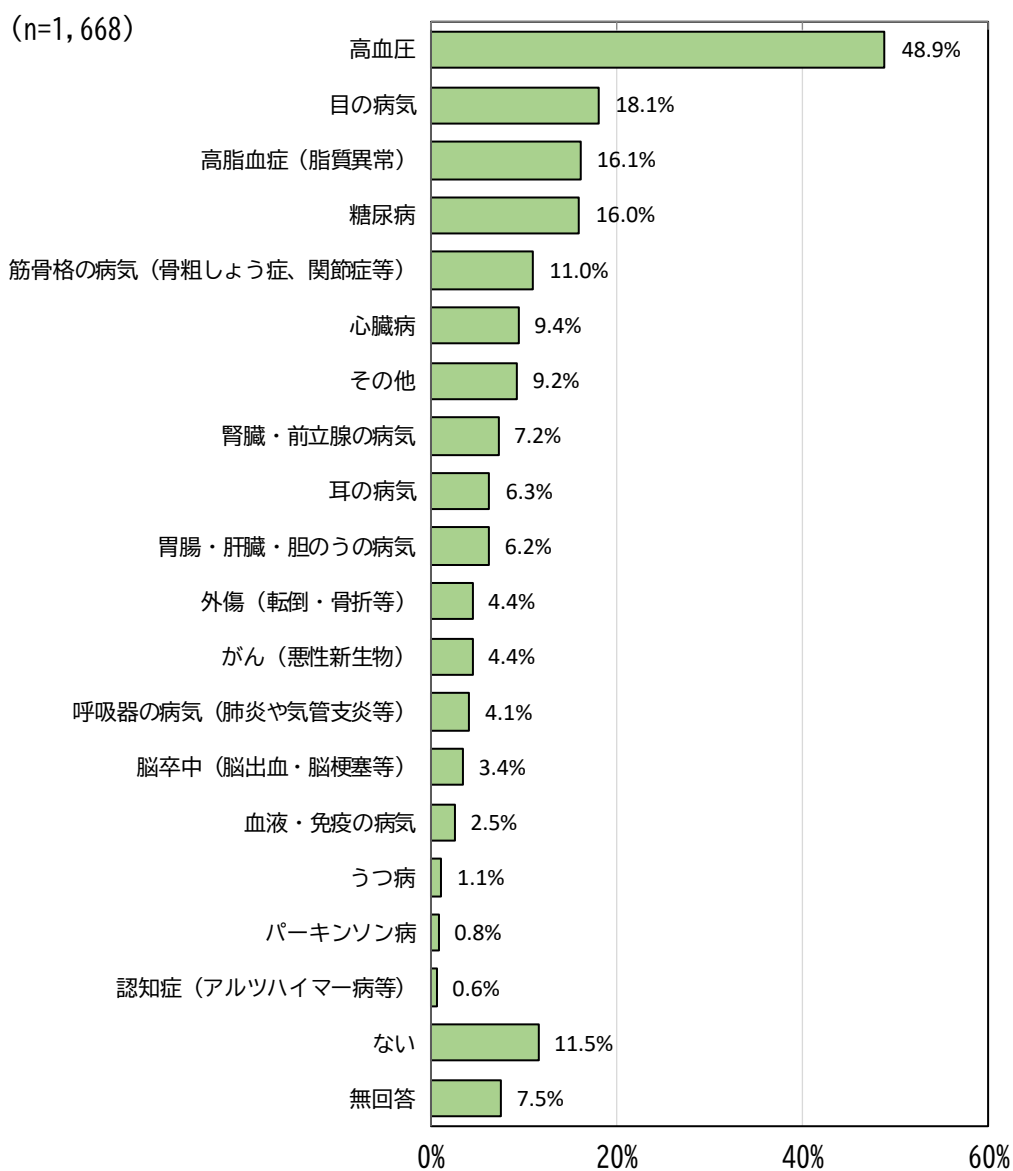
現在の暮らしの状況を“苦しい”（「大変苦しい」または「やや苦しい」）と答えた方をみると、34.7%となっており、第8期調査（28.9%）を上回っています。



## エ) 疾病の状況

現在治療中、または、後遺症のある疾病をみると、「高血圧」の割合が48.9%と最も高く、次いで「目の病気」18.1%、「高脂血症（脂質異常）」16.1%の順となっており、生活習慣病の割合が高くなっていますが、「ない」も11.5%となっています。

### 【現在治療中、または後遺症のある病気】



オ) リスク該当状況について

リスクに「該当」と判定する基準は、以下のとおりです。

リスク	設問	回答
運動機能低下 (3問以上該当)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	できない
	15分位続けて歩いているか	できない
	過去1年間に転んだことがあるか	何度もある 1度ある
	転倒に対する不安が大きいのか	とても不安 やや不安
転倒	過去1年間に転んだことがあるか	何度もある 1度ある
閉じこもり	週に1回以上は外出しているか	ほとんどしない 週1回する
認知機能低下	物忘れが多いと感じるか	はい
低栄養	BMI：体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}	18.5未満
口腔機能低下	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	はい
うつ	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか	はい
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか	はい

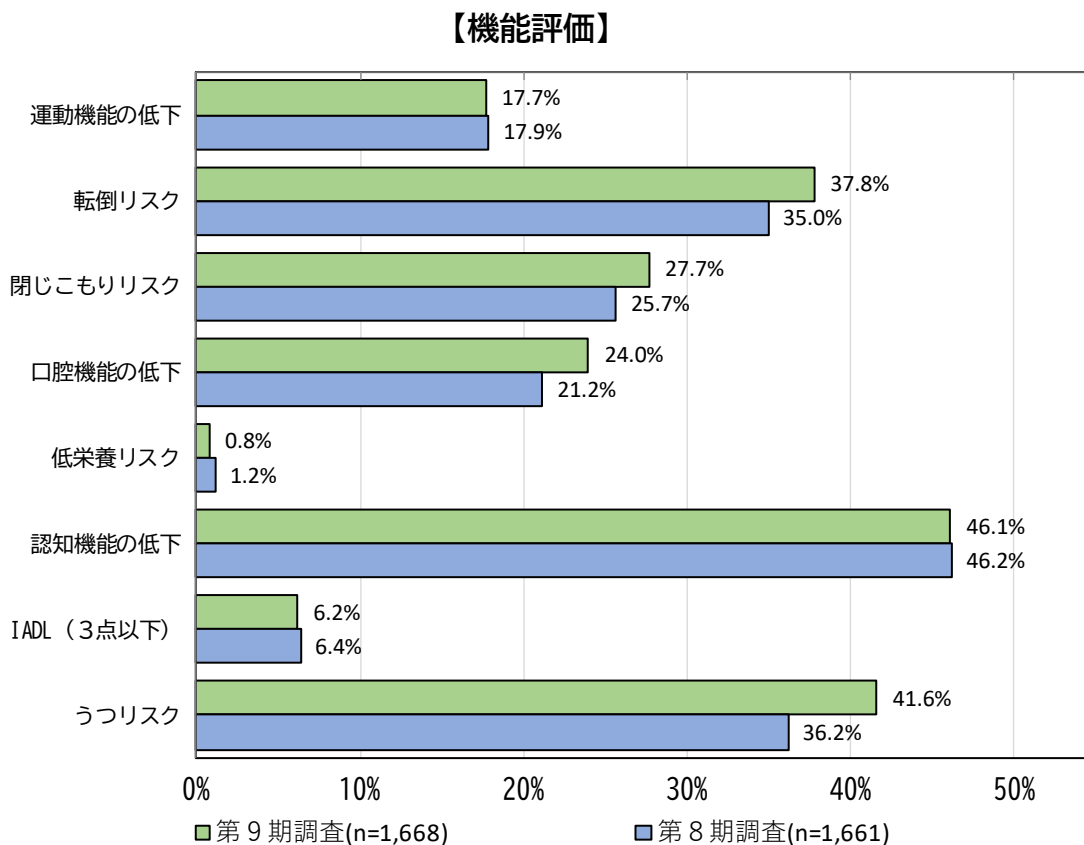
IADL※は、以下の各項目に当てはまる場合を1点として、3点以下を該当と判定します。

リスク	設問	回答	配点
IADL	バスや電車(自動車)、自家用車を使って1人で外出しているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で食品・日用品の買物をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で食事の用意をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で請求書の支払をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で預貯金の出し入れをしているか	できるし、している できるが、していない	1点

※ IADLとは手段的日常生活動作(instrumental activity of daily living)の略で、買い物、調理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、外出等の日常生活上の複雑な動作がどの程度可能かを示す指標です。

リスク該当状況をみると、町全体では高い順に「認知機能の低下」46.1%、「うつリスク」41.6%、「転倒リスク」37.8%、「閉じこもりリスク」27.7%、「口腔機能の低下」24.0%、「運動機能の低下」17.7%、「IADL（3点以下）」6.2%、「低栄養リスク」0.8%となっています。

第8期調査と比較すると、「転倒リスク」「閉じこもりリスク」「口腔機能の低下」「うつリスク」のリスク該当状況が第8期調査を上回っています。

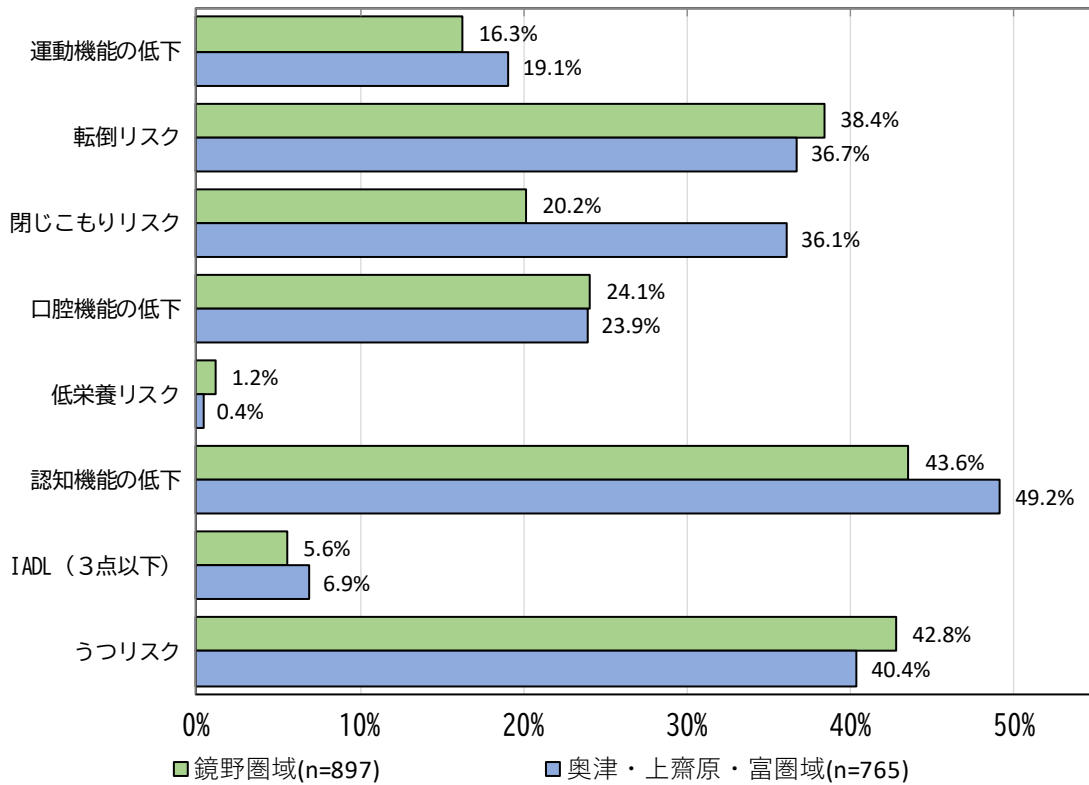




【圏域別】

圏域別でみると、「運動機能の低下」「閉じこもりリスク」「認知機能の低下」「IADL（3点以下）」は鏡野圏域より奥津・上齋原・富圏域が高く、特に「閉じこもりリスク」は15.9ポイントも高くなっています。

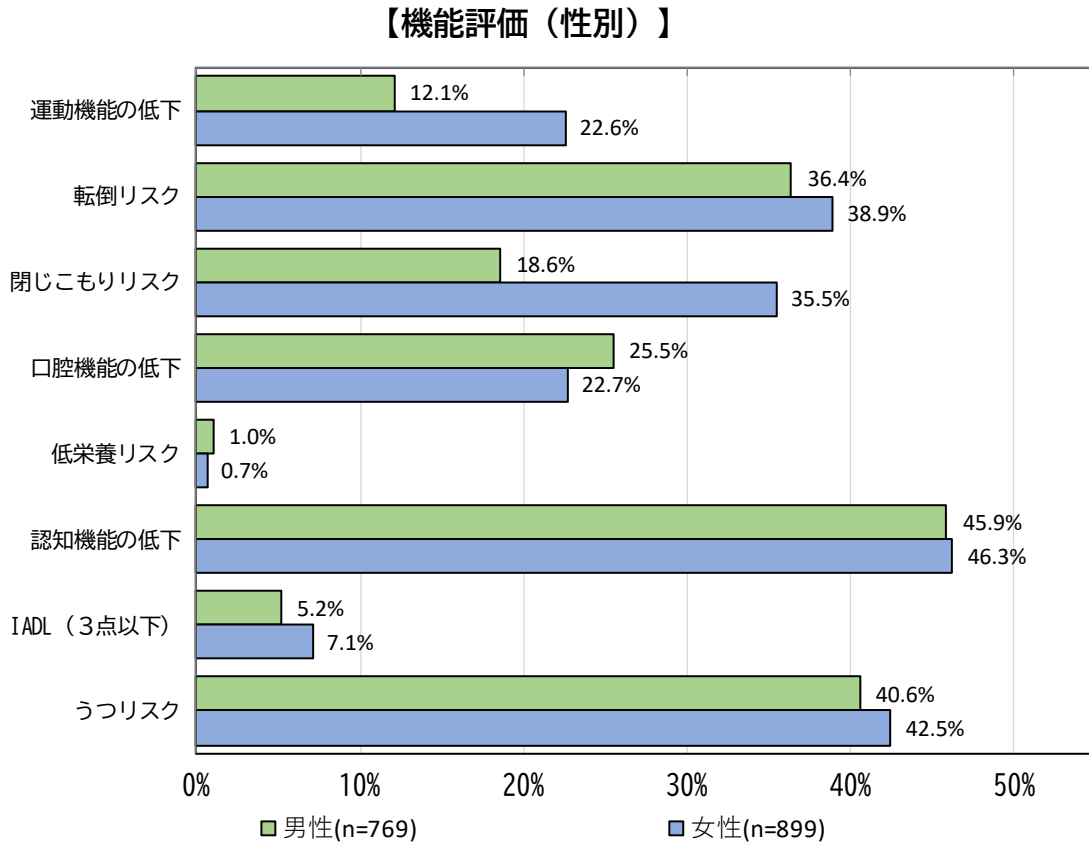
【機能評価（圏域別）】



### 【性別】

性別で見ると、男性・女性ともに「認知機能の低下」が約5割と最も高く、次いで「うつリスク」、「転倒リスク」が高くなっています。

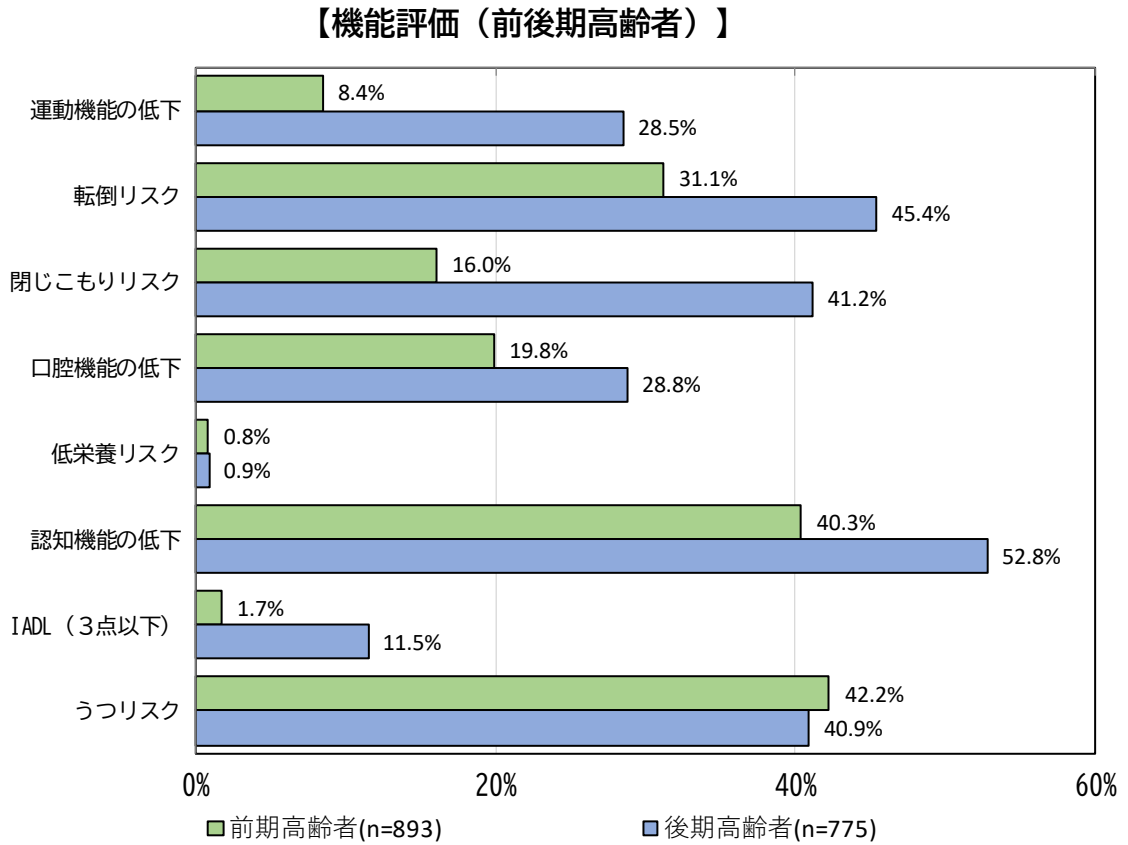
「口腔機能の低下」「低栄養リスク」以外は男性より女性が高く、特に「閉じこもりリスク」は16.9ポイントも高くなっています。



### 【年齢別】

年齢別でみると、「うつリスク」以外の全ての項目で、後期高齢者の方が高くなっています。

また、「運動機能の低下」「閉じこもりリスク」は後期高齢者で前期高齢者に比べて20ポイント以上高くなっています。

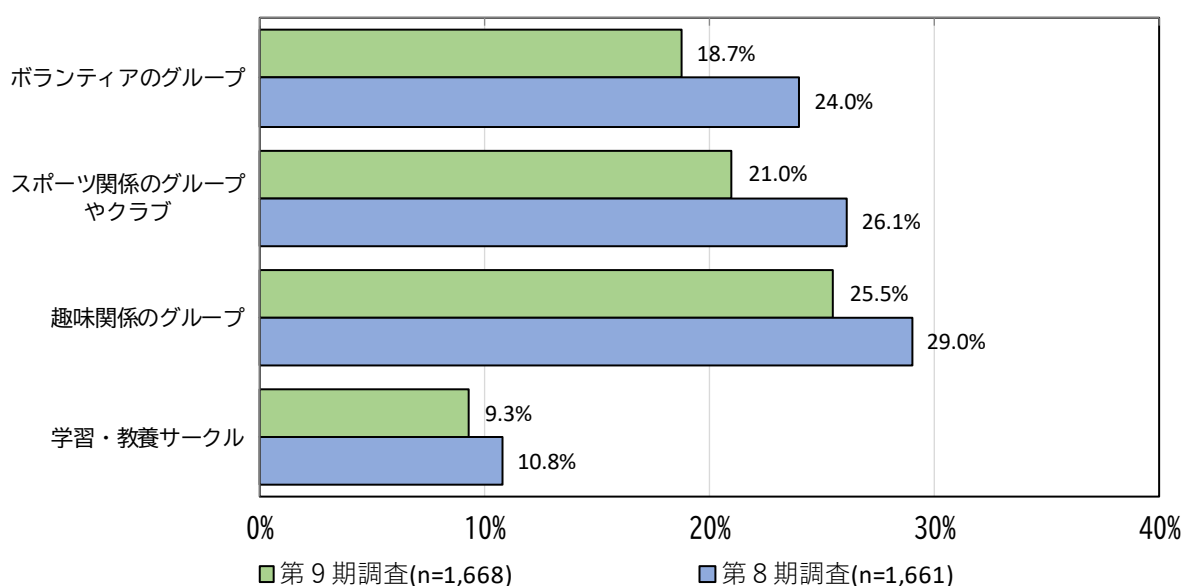


### カ) 会・グループ等への参加状況

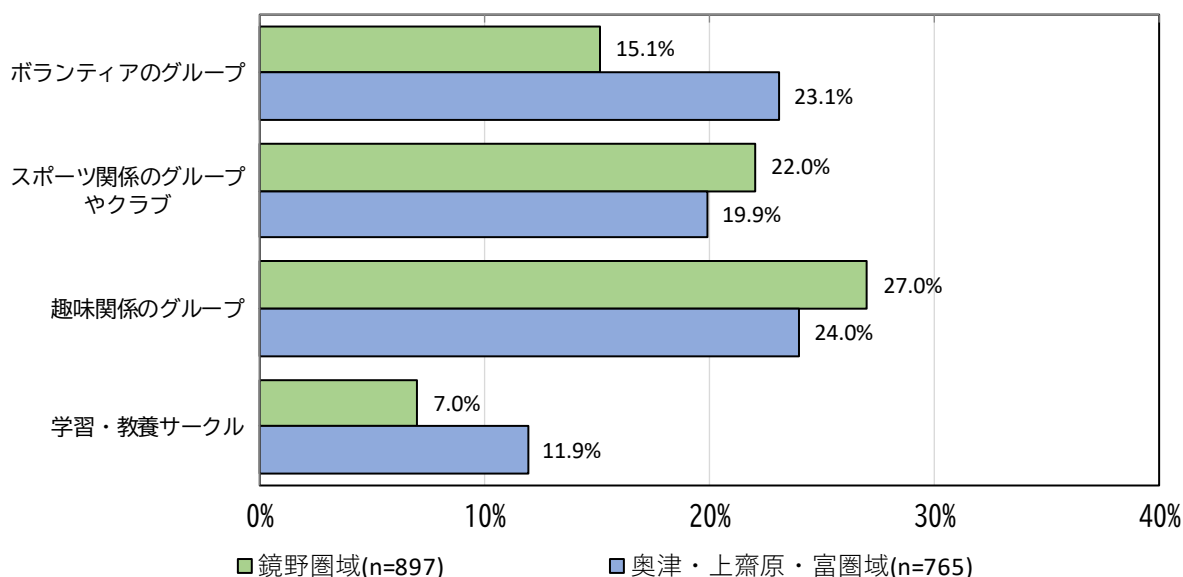
会・グループ等への参加状況を見ると、最も”参加頻度が高い”（「参加していない」・「無回答」を除く）ものは趣味関係のグループ（25.5%）、次いでスポーツ関係のグループやクラブ（21.0%）、ボランティア（18.7%）、学習・教養サークル（9.3%）の順となっており、第8期調査と比較するとすべての活動で参加頻度が低くなっています。

また、圏域別にみると、ボランティア、学習・教養サークル以外の活動で鏡野圏域よりも奥津・上齋原・富圏域の方の参加頻度が低くなっています。

#### 【会・グループ等への参加状況】



#### 【会・グループ等への参加状況(圏域別)】



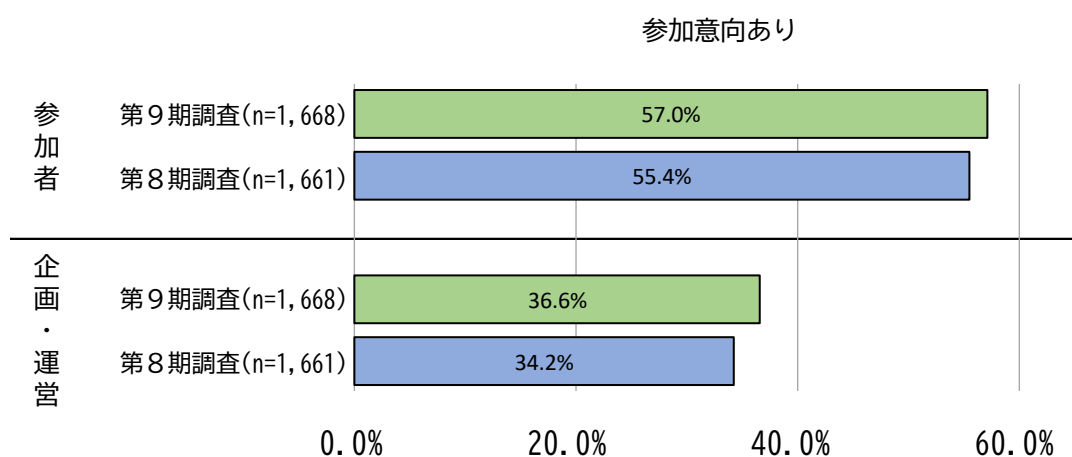
キ) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に「参加者」として、または「企画・運営（お世話係）」として参加してみたいかの問いに、「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた、“参加意向がある方”は、「参加者」で57.0%、「企画・運営」で36.6%となっています。

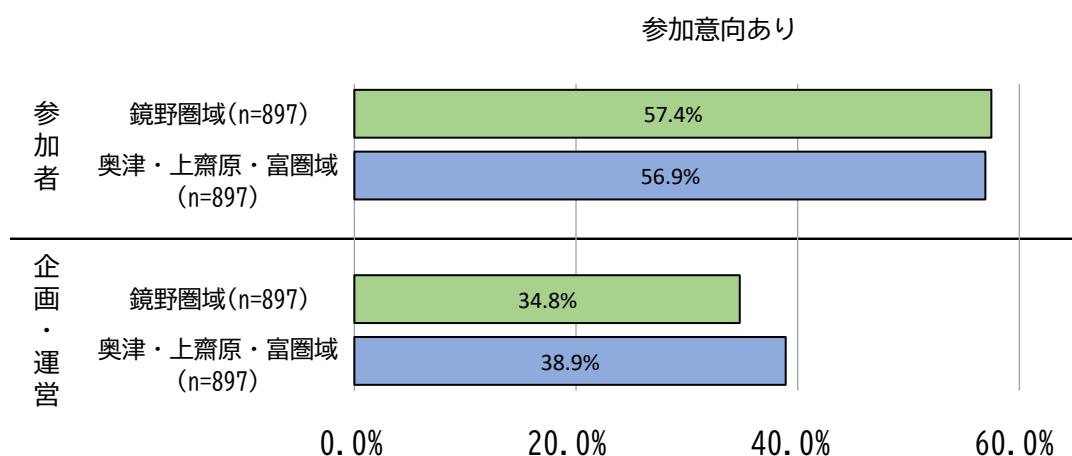
“参加意向がある方”を第8期調査と比較すると、「参加者」、「企画・運営」のどちらも第8期調査を上回っています。

また、圏域別にみると、“参加意向がある方”は「参加者」では奥津・上齋原・富圏域より鏡野圏域の方、「企画・運営」では鏡野圏域より奥津・上齋原・富圏域の方が若干多くなっています。

【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向】



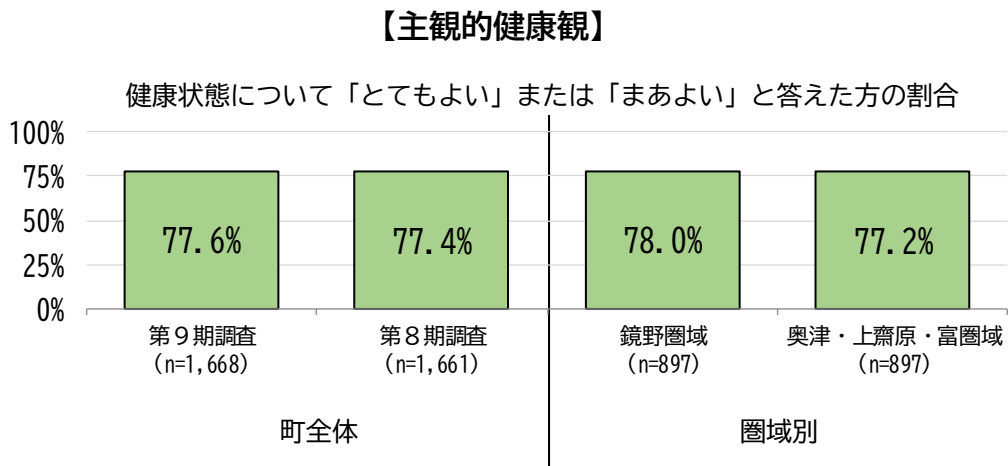
【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向（圏域別）】



ク) 主観的健康観について

現在の健康状態をみると、町全体では「とてもよい」または「まあよい」と答えた“健康観の高い方”は77.6%となっており、第8期調査(77.4%)を若干上回っています。

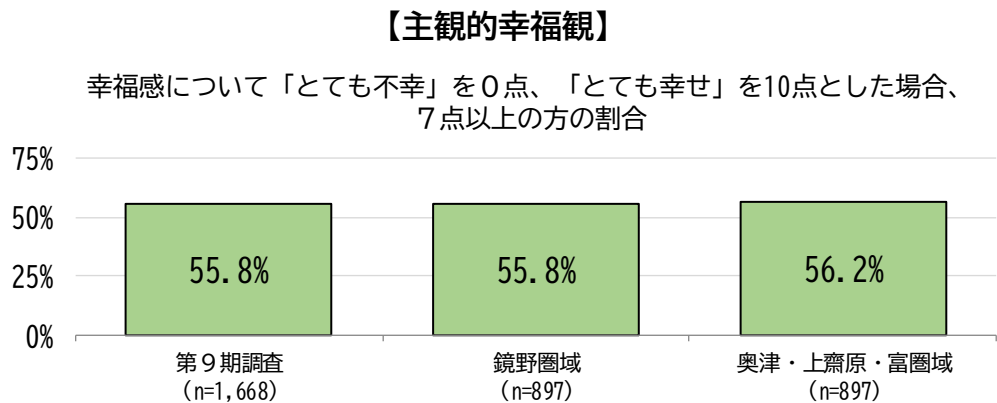
圏域別にみると、“健康観の高い方”は奥津・上齋原・富圏域(77.2%)より、鏡野圏域(78.0%)の方が若干高くなっています。



ケ) 主観的幸福感について

現在どの程度幸せか、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、10点満点で回答してもらった結果、7点以上と答えた“幸福度が高い方”は、町全体では55.8%となっています。

圏域別にみると、鏡野圏域(55.8%)、奥津・上齋原・富圏域(56.2%)と差はみられませんでした。



#### ④介護予防・日常生活圏域二一ズ調査からみえる鏡野町の特徴

##### ●「高齢による衰弱」が介護の要因に多い。

介護・介助が必要になった要因をみると、筋力の衰えや活動量の低下、体重の減少といった「高齢による衰弱」を要因として挙げた方が最も多くなっており、リスク該当状況でも、町全体で 17.7%（約 5 人に 1 人）、後期高齢者では 28.5%が運動機能の低下リスクに該当しています。

高齢者が自立した生活を送るためには、適度な運動を心がけ、筋力の衰え等、運動機能の低下を予防することが重要となります。町内全域での開催を目標に、未開催の地域でもハツラツサークルやサロン活動等の介護予防事業等を実施するとともに、活動の場への訪問や情報交換会の開催等を通して、活動の継続や活性化の支援を行う必要があります。

##### ●地域活動への参加率が第 8 期調査に比べて低くなっている。

会・グループ等への参加状況では、すべての活動において、第 8 期調査に比べて参加率が低くなっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策としての外出の自粛等が影響しているものと思われます。一方、健康づくり活動・趣味等のグループ活動への参加意向は第 8 期調査に比べて高くなっています。

地域活動への参加は高齢者同士の仲間づくりや生きがいづくりにつながるだけでなく、運動機能の低下や認知機能の低下、閉じこもり防止等の介護予防の効果も期待できます。せわあない会てごなかまや介護予防サポーター・生活応援隊協力員への登録等、住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるよう、地域で活動への参加を互いに呼び掛け合うことが重要です。

##### ●生活習慣病に起因する疾病が多い。

現在治療中、または、後遺症のある疾病の状況をみると、「高血圧」が半数近くと最も多く、その他にも「心臓病」や「糖尿病」、「高脂血症」等、生活習慣病に起因する疾患が多くみられます。また、介護・介助が必要になった要因では、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の他、「心臓病」や「糖尿病」、「脳卒中」等、生活習慣病に起因する疾患により介護・介助が必要になっているケースも一定数みられます。

要介護状態になる原因には、高齢による身体機能の悪化だけでなく、生活習慣病に起因する疾病が多くみられるため、外出のきっかけであり身体機能・認知症予防等の効果が期待される通いの場等の活性化とあわせて、保健分野の取り組みを進めることが重要です。

### (3) 在宅介護実態調査の実施

#### ①調査の概要

在宅で介護をしている家庭を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

#### 手法Ⅱ：郵送調査（接続方式）

対象者	令和4年10月1日現在、鏡野町内にお住まいの要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方（施設入所等を除く）
実施期間	令和4年11月10日～令和4年12月16日
実施方法	郵送配布、郵送回収、回収率向上のため督促はがきを郵送

#### ②調査票の回収状況

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
455件	331件	331件	72.7%

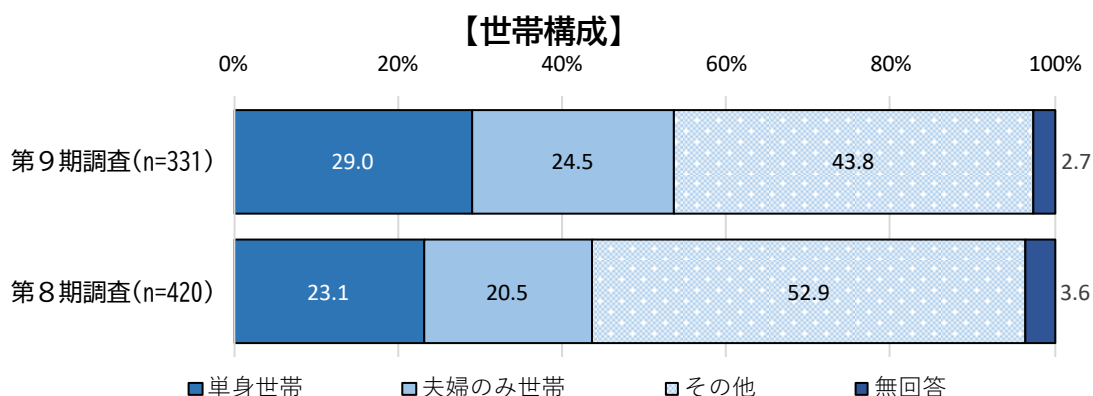


### ③調査結果について（抜粋）

※使用している第8期調査の数値は、令和2年1月20日～令和2年2月10日に鏡野町で実施された在宅介護実態調査結果です。

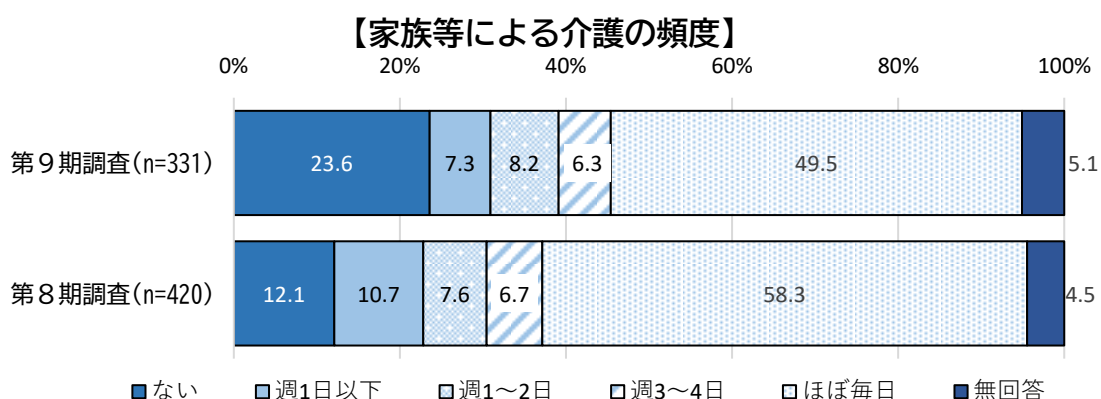
#### ア) 世帯構成について

在宅の要介護認定者の世帯構成についてみると、単身世帯は29.0%、夫婦のみ世帯は24.5%、その他は43.8%となっており、第8期調査と比較すると、単身世帯と夫婦のみ世帯が増加しています。



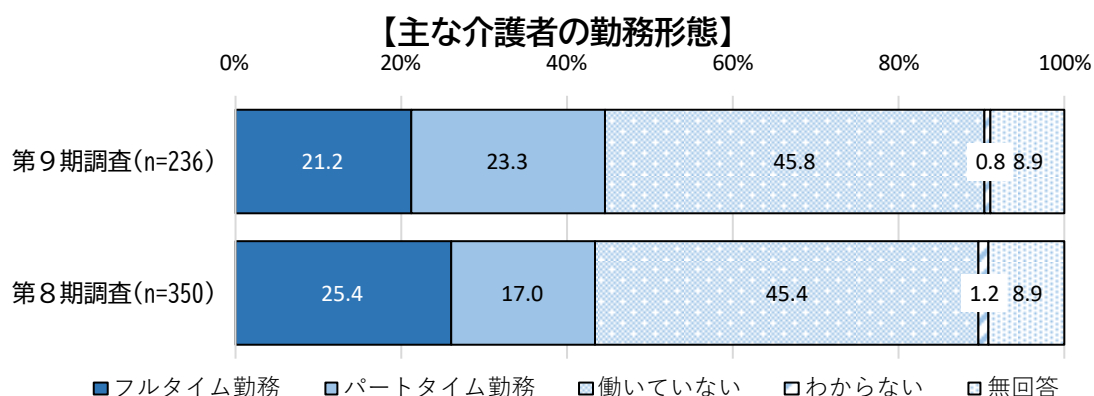
#### イ) 家族介護の状況

在宅の要介護認定者に対する、家族・親族からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）の状況は、全体では「ほぼ毎日ある」が49.5%と、第8期調査（58.3%）を下回っています。



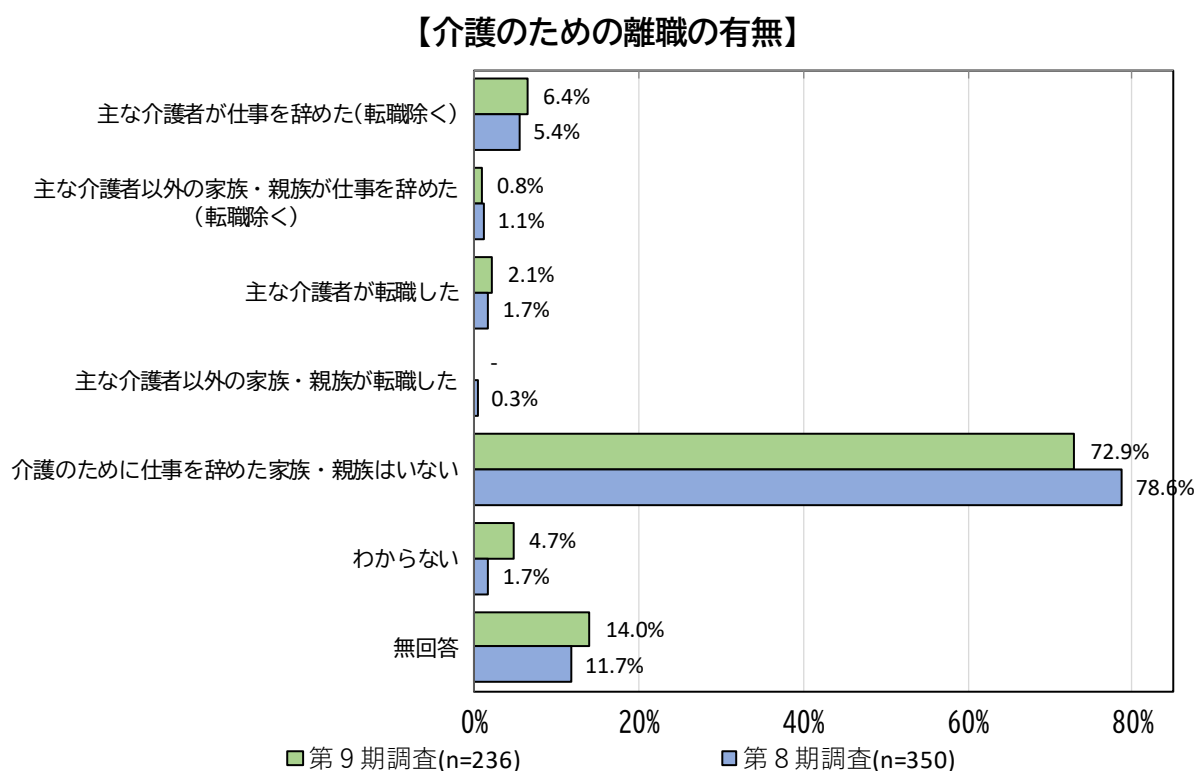
### ウ) 主な介護者の勤務形態について

主な介護者の現在の勤務形態は、「働いていない」45.8%が最も多く、「フルタイム」や「パートタイム」で働きながら介護をしている方は全体の約40%となっています。「フルタイム」で働きながら介護をしている方は、第8期調査(25.4%)より少なくなっています。



### エ) 介護のための離職の有無

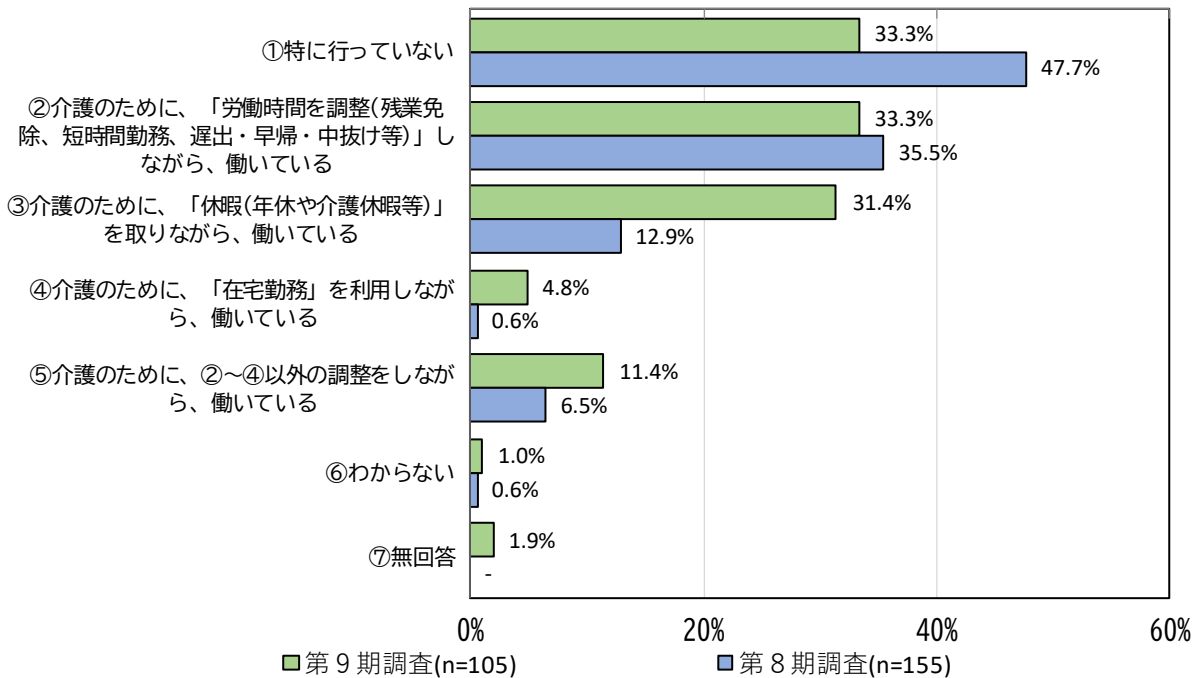
介護を主な理由とした、過去1年間の家族・親族の離職の状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」72.9%が第8期調査(78.6%)を下回っています。



オ) 働き方の調整

働き方の調整についてみると、「①特に行っていない」「②介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が33.3%と最も多くなっています。また、「③介護のために、『休暇(年休や介護休暇等)』を取りながら、働いている」「④介護のために、『在宅勤務』を利用しながら、働いている」「⑤介護のために、②～④以外の調整をしながら、働いている」方は、第8期調査より多くなっています。

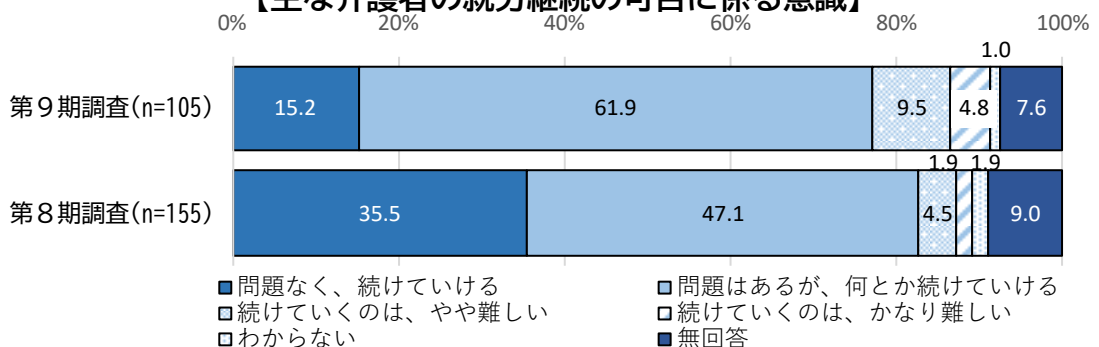
【主な介護者の働き方の調整状況】



カ) 就労継続の可否

就労継続の可否についてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が61.9%と最も多くを占めており、「問題なく続けていける」と答えた方を併せた“続けていける”方は77.1%と、第8期調査(82.6%)よりも少なくなっています。

【主な介護者の就労継続の可否に係る意識】

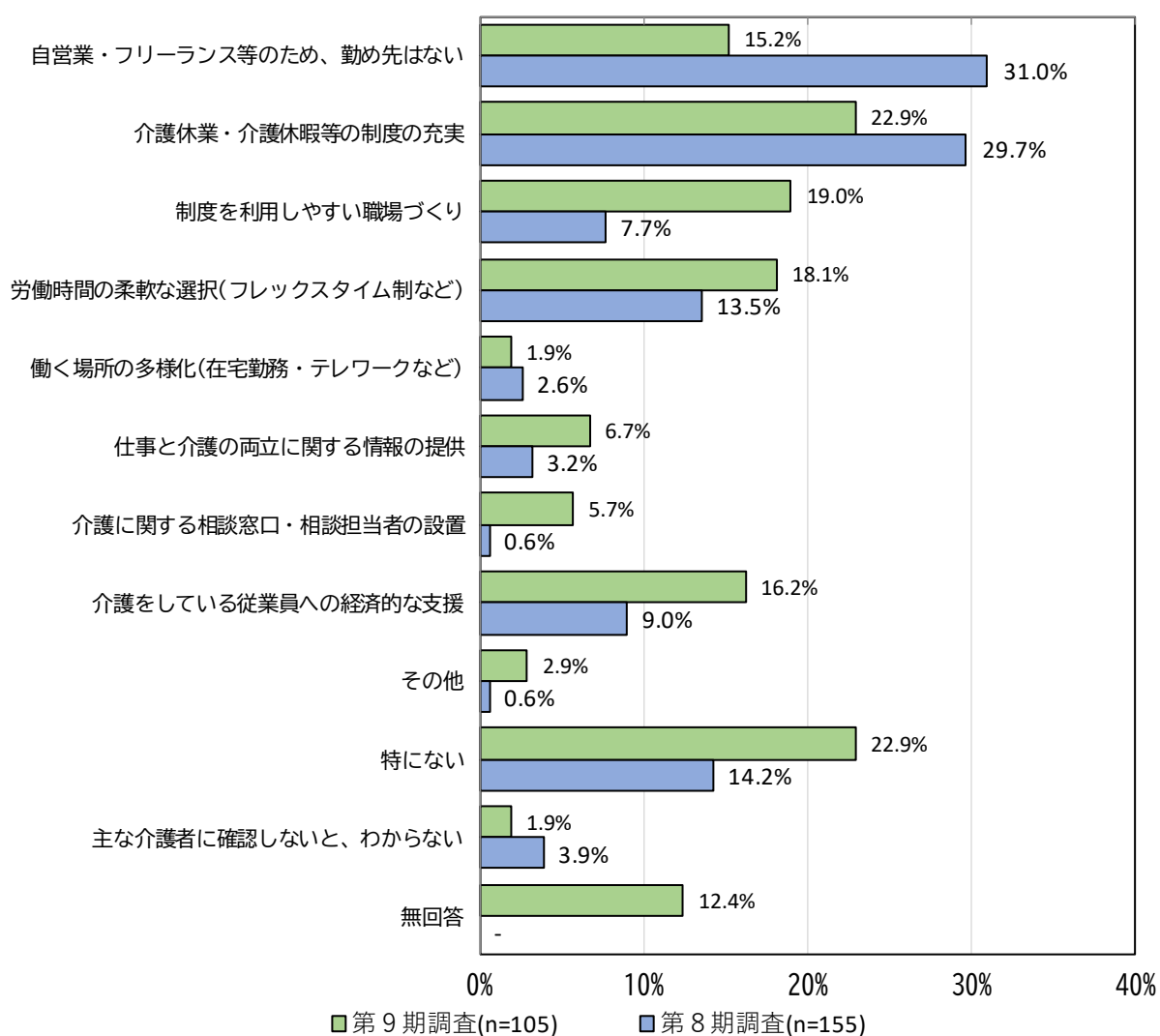


キ) 就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援

就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援についてみると、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「特にない」22.9%が最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」19.0%となっています。

第8期調査と比較すると、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）」「主な介護者に確認しないと、わからない」以外のいずれの項目も、第8期調査より上回っています。

【就労の継続に向けて効果的であると思う勤め先からの支援】

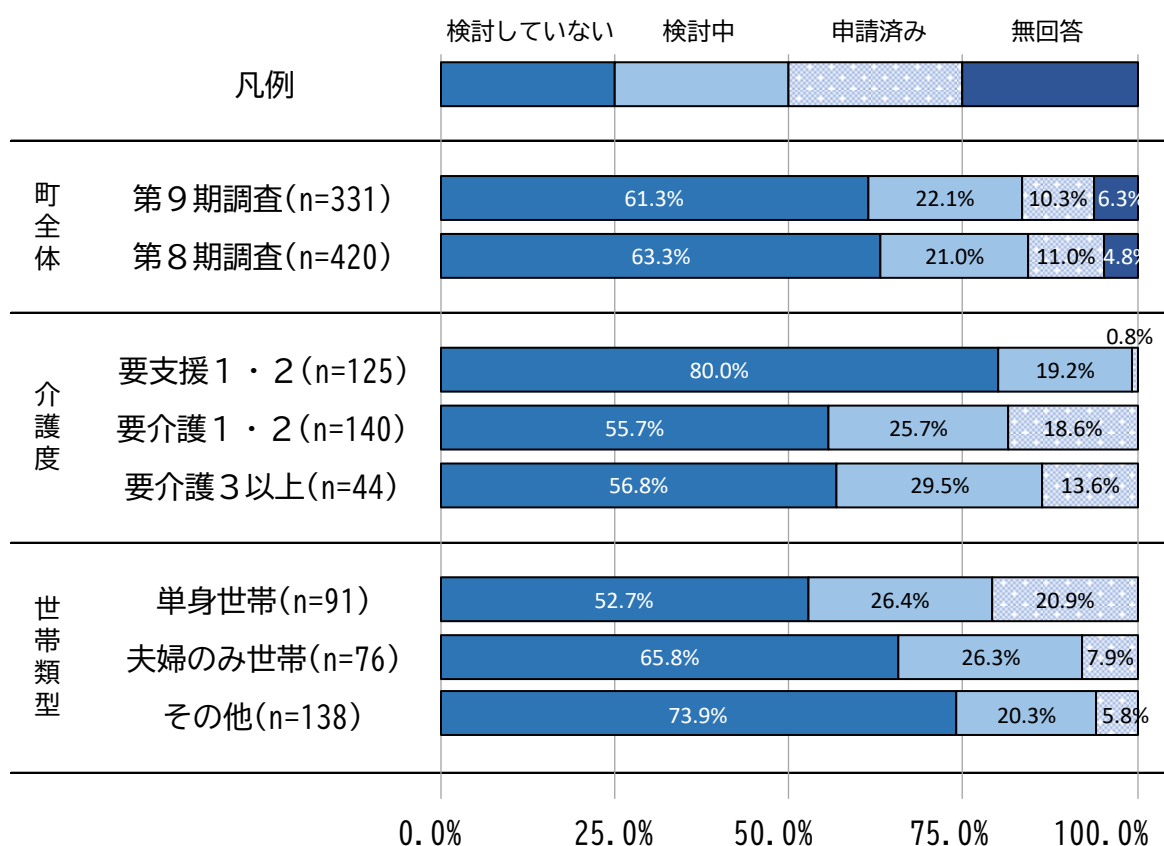


ク) 施設等への入所・入居の検討状況

在宅の要介護認定者の施設等への入所・入居の検討状況をたずねると、全体では「申請済み」が10.3%となっており、第8期調査（11.0%）を下回っています。

介護度別にみると、要介護1以上の認定者に「検討中」「申請済み」と答えた方が多くなっており、世帯類型別にみると、単身世帯で「検討中」または「申請済み」と答えた方が5割近くを占めています。

【施設等への入所・入居の検討状況】

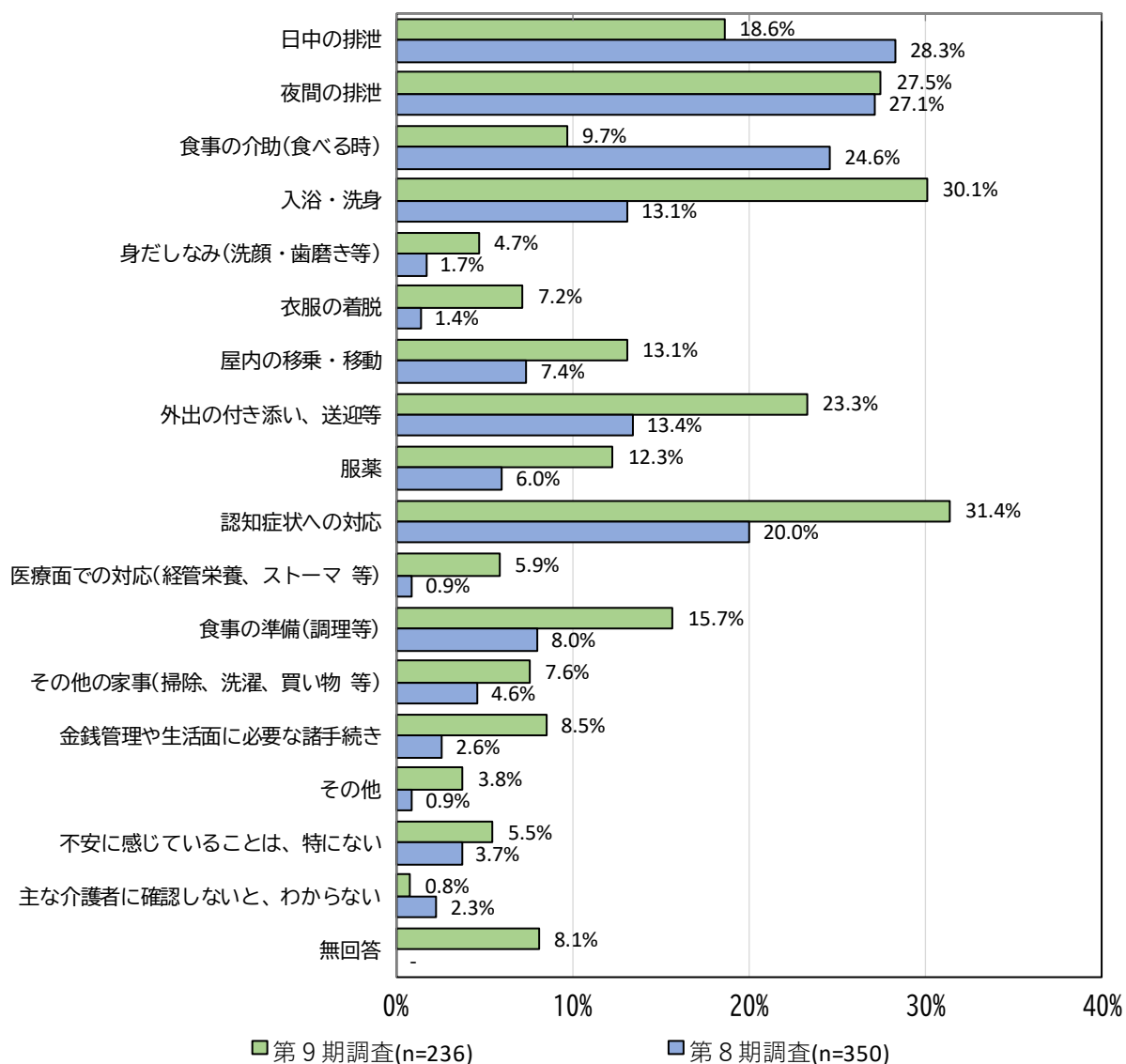


ケ) 主な介護者が不安を感じる介護等

現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安を感じる介護等をたずねると、「認知症状への対応」「入浴・洗身」が約30%を占めています。

第8期調査と比べると、「日中の排泄」「食事の介助(食べる時)」「主な介護者に確認しないと、わからない」以外の項目で第8期調査を上回っています。

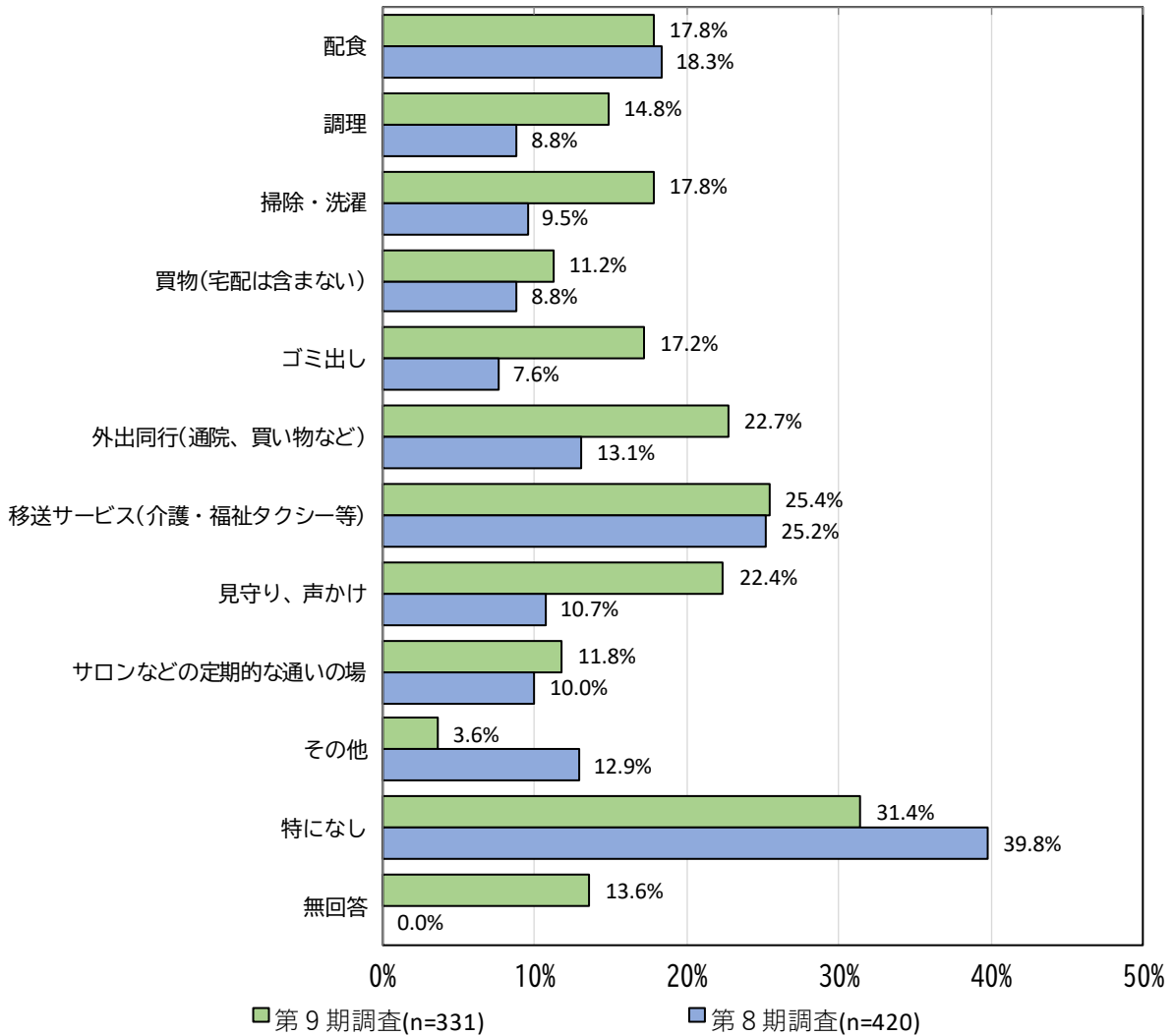
【主な介護者が不安を感じる介護等】



コ) 充実が必要と思う支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要と思う支援・サービスについてみると、「特になし」が最も多くなっています。「調理」「掃除・洗濯」「ゴミ出し」「外出同行(通院、買い物など)」「見守り、声かけ」は、第8期調査と比べると、5ポイント以上多くなっています。

【充実が必要と思う支援・サービス】



#### ④前回（第8期）調査との比較から見える傾向の変化

##### ●介護を主な理由とする退職や働き方の調整を行っている割合が第8期調査よりも高い。

介護を主な理由とした、過去1年間の家族・親族の離職状況を見ると、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した方、何らかの働き方の調整を行っている方ともに、第8期調査より多くなっています。また、就労継続についても“続けていける”と答えた方は77.1%と第8期調査（82.6%）より低くなっています。

今後も高齢化の進行とともに要介護者の増加が見込まれることから、フレックスタイム制や介護休業・休暇制度等の情報提供や相談窓口の周知を行っていく必要があります。

##### ●施設等への入所・入居を検討している割合が高い。

施設等への入所・入居を「申請済み」もしくは「検討中」と答えた方が32.4%を占めており、第8期調査（32.0%）より高くなっています。在宅での介護を続けるにあたり、不安と感じる介護の内容に「認知症状への対応」や「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」が挙げられていることから、認知症カフェ等地域で認知症の方を支えるための活動の周知や、在宅介護を支援する事業の充実と普及啓発が重要となります。



## 第6節 計画見直しにおける基本的な考え方について

第9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになり、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口急減が見込まれています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なる等、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

基本指針における計画の見直しの主な内容は以下のとおりです。本計画の策定にあたっては、これらの内容を踏まえた見直しを行っています。

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要となっています。

具体的には、令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、第9期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要となります。

## ②在宅サービスの充実

地域包括ケアシステムを具体化するために中核をなすサービスといえる地域密着型サービスの更なる普及が重要となっています。特に、定期巡回随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は小地域内でサービス提供を行うため利用者の「住み慣れた地域」での生活継続の支援に適しており、包括報酬型サービスであることから一人ひとりの心身状態の変化に現場レベルで柔軟に対応できるため「自分らしい暮らし」につながっています。国で検討する普及方策も踏まえ、地域の実情に応じて更なる普及を検討し、取り組むことが重要です。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応するために、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備の推進、居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実が求められています。

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ①地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指すことが重要となります。地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進していくことが求められます。

また、重層的支援体制整備事業においては、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野等、他分野と連携促進を図っていくことが重要です。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターの体制や環境の整備を進めることが重要となります。

認知症施策については、認知症施策推進大綱における施策の各目標の進捗状況の評価を踏まえ、進捗状況が低調な項目については対応策を検討しつつ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。

## ②介護事業所間、医療・介護間の連携

デジタル技術を活用した医療・介護の情報基盤の一体的な整備によって、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進め、地域包括ケアシステムの一層の推進を図っていくことが必要となっています。

## ③保険者機能の強化

介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取組の重点化、内容の充実、見える化に取り組むことが重要となります。

## (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

高齢者人口は2040年に向けてピークを迎える一方、生産年齢人口は今後急速に減少していくことが見込まれています。地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材の安定的な確保と介護サービスの質の向上や職員の負担軽減、職場環境の改善等の生産性の向上の推進を一体的に進めていくことが不可欠となっています。

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備等について国や県との連携が必要です。

## 第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移

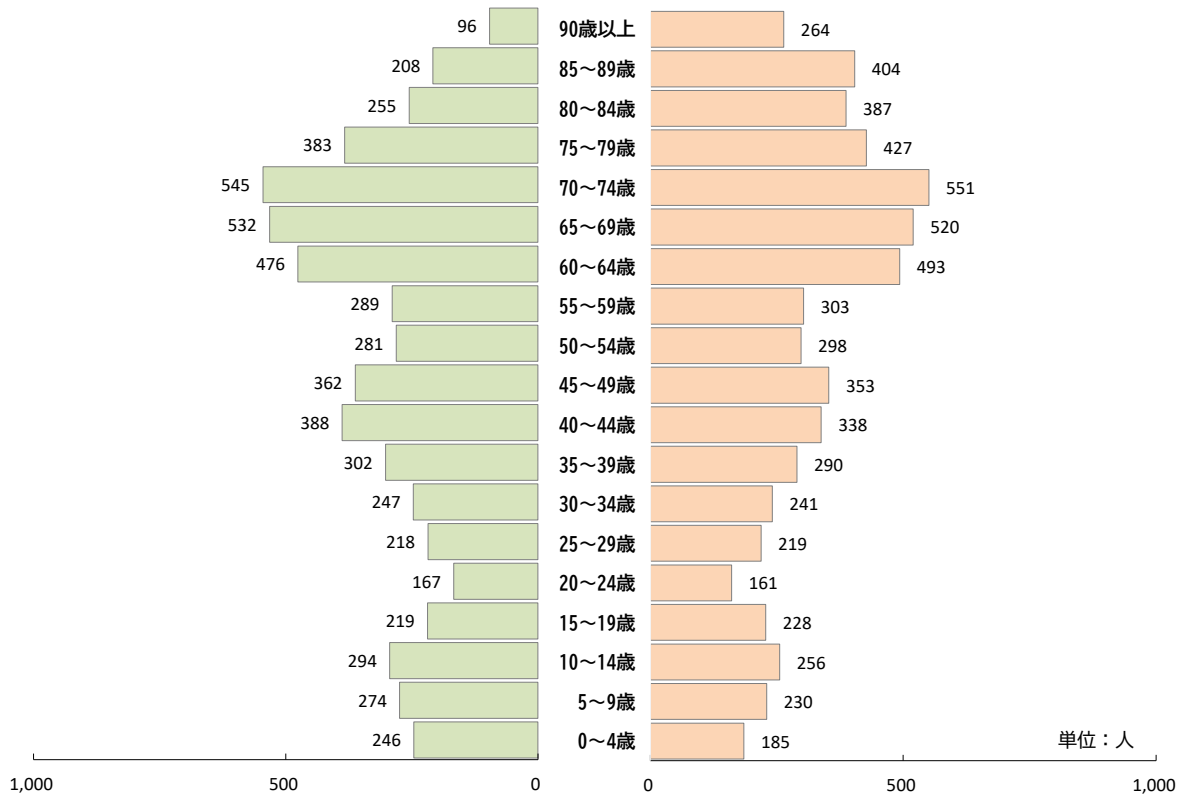
### 第1節 人口の現状と推移

#### (1) 人口構成

令和2年の国勢調査に基づく本町の人口構成は、下記のとおりです。

【人口構成（令和2年国勢調査）】

総人口	男性	女性
12,062 人	5,810 人 (48.2%)	6,252 人 (51.8%)



【年齢（3区分）別人口構成】

総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
12,062 人	1,485 人	5,873 人	4,674 人
100.0%	12.3%	48.7%	38.7%

資料：令和2年国勢調査（総人口に年齢不詳は含まない）

## (2) 人口及び高齢化率の状況

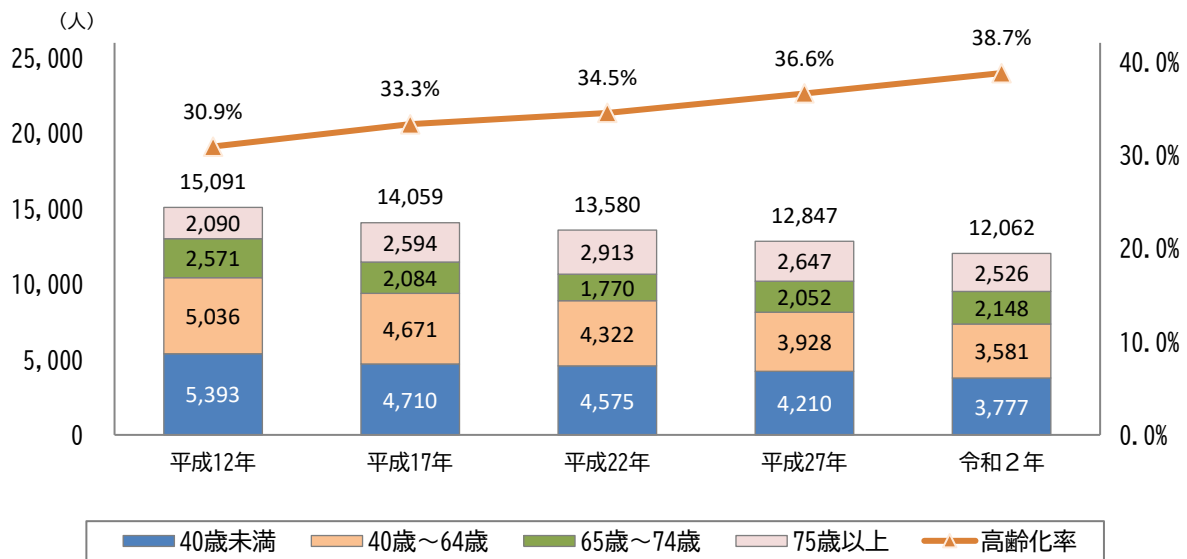
本町の総人口は、平成12年の15,091人から減少傾向で推移し、令和2年には12,062人となっています。

高齢化率は増加傾向で推移し、令和2年には38.7%となっています。

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	15,091	14,059	13,580	12,847	12,062
40歳未満	5,393	4,710	4,575	4,210	3,777
40歳～64歳	5,036	4,671	4,322	3,928	3,581
65歳～74歳	2,571	2,084	1,770	2,052	2,148
75歳以上	2,090	2,594	2,913	2,647	2,526
高齢化率	30.9%	33.3%	34.5%	36.6%	38.7%

【鏡野町の人口と高齢化率】



資料：国勢調査（総人口に年齢不詳は含まない）

平成12年は、旧鏡野町、旧奥津町、旧上齋原村、旧富村の合計

### (3) 人口の将来推計

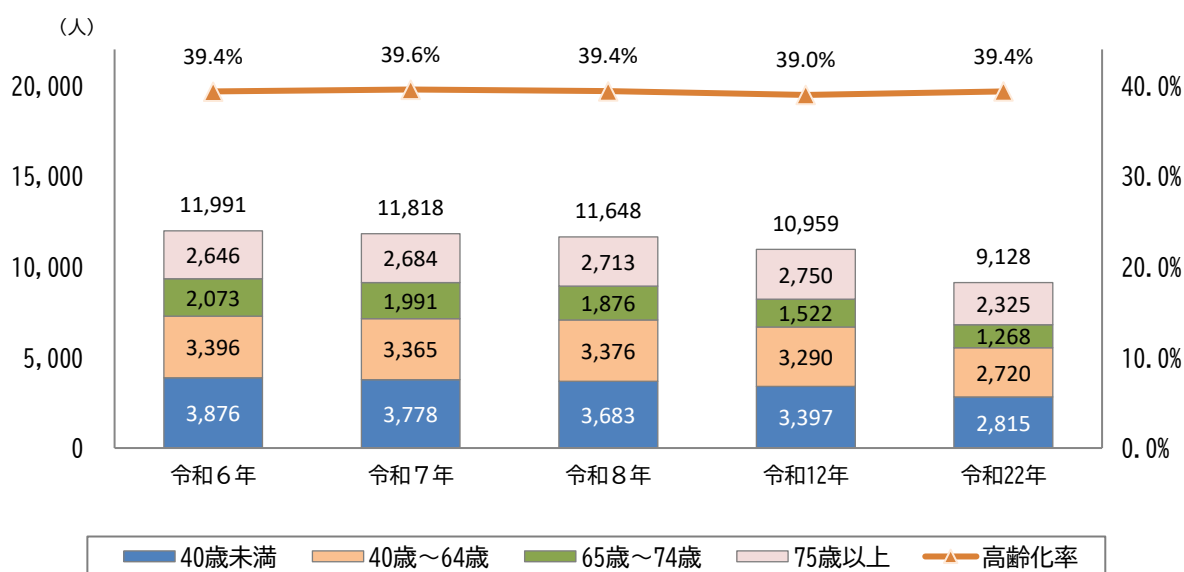
今後の人口の推移を把握するため、令和元年～令和5年の各9月末時点（各住民基本台帳）の人口を基に、コーホート変化率法<sup>\*</sup>を用いて推計を行いました。

推計結果では、令和7（2025）年には高齢化率39.6%となり、今後も少子高齢化が続くと予測されています。

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	11,991	11,818	11,648	10,959	9,128
40歳未満	3,876	3,778	3,683	3,397	2,815
40歳～64歳	3,396	3,365	3,376	3,290	2,720
65歳～74歳	2,073	1,991	1,876	1,522	1,268
75歳以上	2,646	2,684	2,713	2,750	2,325
高齢化率	39.4%	39.6%	39.4%	39.0%	39.4%

【鏡野町の人口と高齢化率の将来推計】



資料：コーホート変化率法による推計値

※コーホート・・・同年に出生した集団のことをいいます。

※コーホート変化率法・・・各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

## 第2節 要介護等認定者の現状と将来推計

### (1) 要介護等認定者の推移

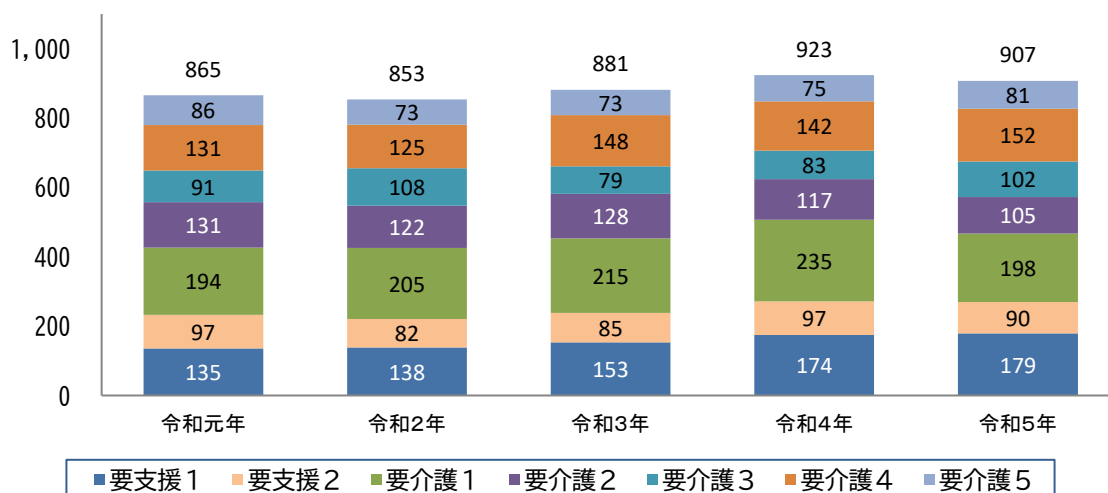
本町の要介護等認定者数は、令和2年から令和4年までは増加、令和5年は減少し、令和5年9月末現在で907人となっています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	135	138	153	174	179
要支援2	97	82	85	97	90
要介護1	194	205	215	235	198
要介護2	131	122	128	117	105
要介護3	91	108	79	83	102
要介護4	131	125	148	142	152
要介護5	86	73	73	75	81
合計	865	853	881	923	907

資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和5年各年は9月末）

### 【鏡野町の要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和5年各年は9月末）

## (2) 要介護等認定者の将来推計

人口推計結果と令和5年9月末時点の要介護認定率を基に、本計画期間における要支援・要介護認定者の推計を行いました。

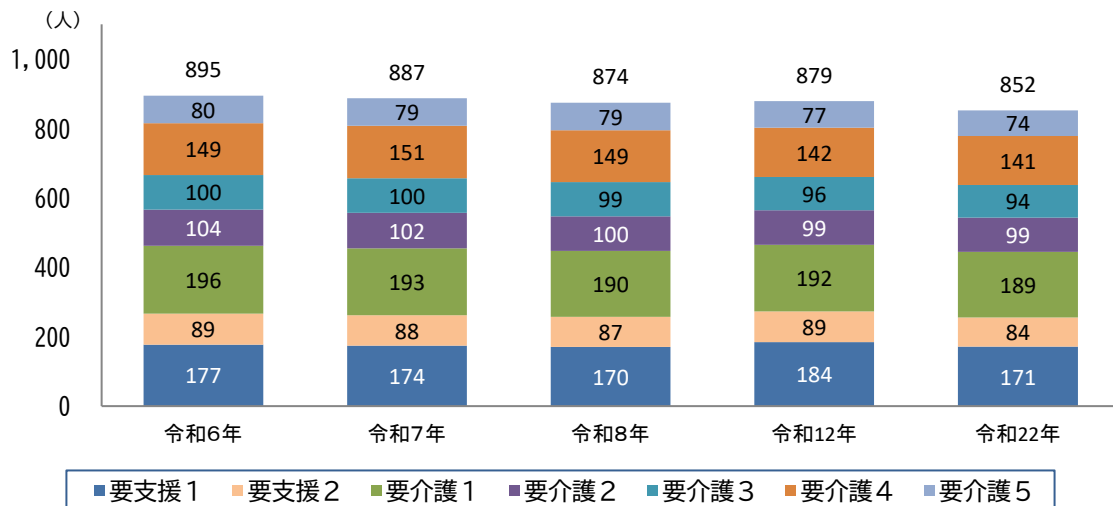
令和6年以降緩やかに減少し、令和22（2040）年には852人と見込まれます。

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援1	177	174	170	184	171
要支援2	89	88	87	89	84
要介護1	196	193	190	192	189
要介護2	104	102	100	99	99
要介護3	100	100	99	96	94
要介護4	149	151	149	142	141
要介護5	80	79	79	77	74
合計	895	887	874	879	852

資料：見える化システムによる推計値

### 【鏡野町の要介護認定者の将来推計】



資料：見える化システムによる推計値



# 第3章 計画の基本構想

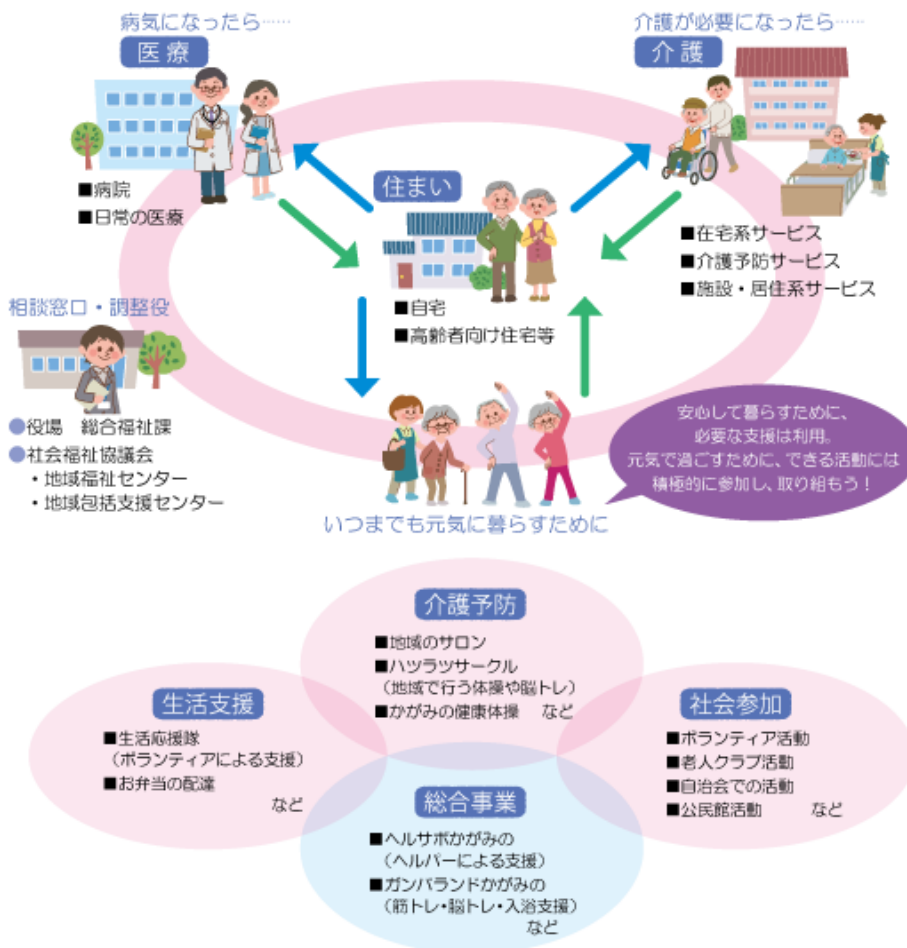
## 第1節 基本理念

第6期計画以降の計画は、2025年・2040年を見据えた中長期的な「地域包括ケア計画」として段階的に取組を進めていくものであることから、鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、第7期及び第8期計画の理念や取組を発展的に受け継ぎ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、次の基本理念を設定します。

### 基本理念

住民が生涯にわたって健康づくりと介護予防に取り組み、支援が必要になっても様々なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で、安心して生活できる町づくり

【鏡野町の地域包括ケアシステムのイメージ】



## 第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような七つの基本目標を定め、2025年・2040年を見据えて様々な施策を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進と住みやすい町づくり体制の充実
- 基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり
- 基本目標Ⅲ 認知症になっても今までの生活を継続できる支援体制づくり
- 基本目標Ⅳ 高齢者一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと介護予防
- 基本目標Ⅴ 災害や感染症対策に係る体制整備
- 基本目標Ⅵ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 基本目標Ⅶ 介護保険の円滑な推進

## 第3節 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結び付きのある地域を範囲として、その区域単位に必要なサービスの整備を行うものです。

本計画では、鏡野圏域と、奥津・上齋原・富圏域の二つの日常生活圏域を設定します。



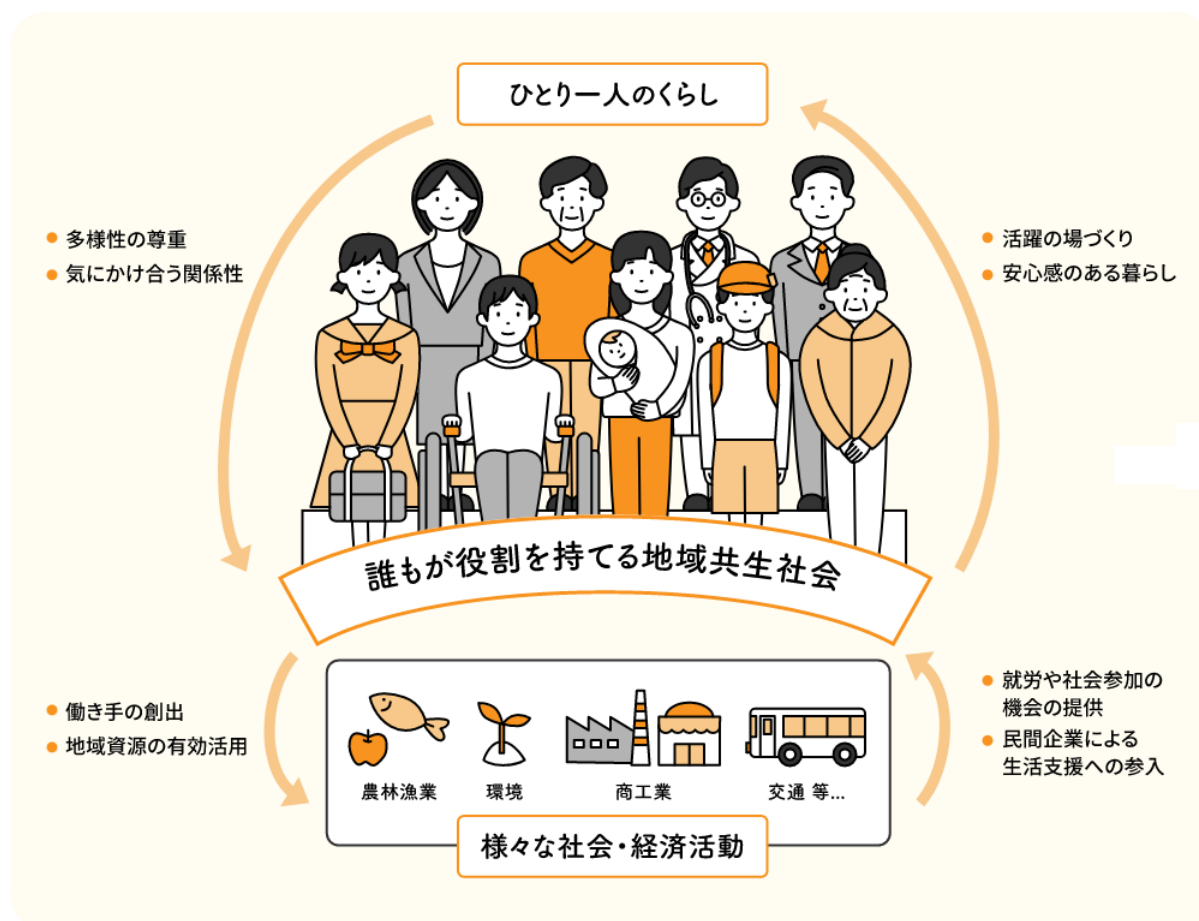
## 第4節 地域共生社会の実現

高齢者が地域で継続して生活していくために、世代を超えてお互いがつながり、役割を持って支え合うことで、地域をともに創る体制を目指します。

また、介護予防や健康づくりに取り組み、健康状態に応じて参加できる通いの場等が充実した地域づくりを目指します。

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料：厚生労働省 HP

## 第5節 施策体系

### 基本目標Ⅰ

#### 第4章 地域包括ケアシステムの推進と住みやすい町づくり体制の充実

##### 第1節 地域包括支援センターの機能充実

- (1) 地域包括支援センターの役割 (2) 包括的・継続的な高齢者支援体制の実現

##### 第2節 医療・介護・福祉の連携強化

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業

##### 第3節 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括ケア会議の推進

##### 第4節 相談体制の充実

- (1) 包括的支援体制の構築

##### 第5節 地域共生社会の実現

- (1) 支え合い活動の担い手確保と活動の推進

### 基本目標Ⅱ

#### 第5章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり

##### 第1節 生活面で困難を抱える高齢者に、住まいと生活支援を一体的に提供する環境の整備

- (1) 高齢者の多様な住まいの整備 (2) 交通手段の確保 (3) 消費者被害対策の推進

##### 第2節 在宅で生活する高齢者と家族への支援

- (1) 高齢者の自立した生活を継続するための支援の推進 (2) 家族介護者への支援の推進

##### 第3節 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護事業・成年後見制度の利用支援 (2) 高齢者の虐待防止

### 基本目標Ⅲ

#### 第6章 認知症になっても今までの生活を継続できる支援体制づくり

##### 第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- (1) 認知症に関する理解促進 (2) 認知症の相談体制の充実

##### 第2節 認知症の早期対応・受診支援体制の充実

- (1) 多職種の連携による早期対応や相談支援の推進及び医療との連携

##### 第3節 地域で認知症を支えるための活動の促進

- (1) 認知症予防活動の取組、介護予防と連携した通える場の提供  
(2) 認知症の方やその家族の居場所づくり

##### 第4節 認知症に理解ある共生社会の推進

- (1) 認知症の人の行方不明時の早期発見等のネットワーク構築  
(2) 若年性認知症の人への支援

## 基本目標Ⅳ

### 第7章 高齢者一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと介護予防

#### 第1節 高齢者の健康づくり

- (1) 各種健康診査・がん検診等の充実 (2) ハツラツサークルの推進

#### 第2節 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- (1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス

#### 第3節 高齢者の生きがいづくり

- (1) ボランティア活動と生きがいづくりの推進 (2) 生涯学習の充実  
(3) スポーツ・レクリエーションの充実

## 基本目標Ⅴ

### 第8章 災害や感染症対策に係る体制整備

#### 第1節 防災体制・感染予防の充実

## 基本目標Ⅵ

### 第9章 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

#### 第1節 介護人材確保に向けた取組

#### 第2節 業務効率化の取組

## 基本目標Ⅶ

### 第10章 介護保険の円滑な推進

#### 第1節 介護保険サービスの量の確保と質の向上

- (1) 介護保険サービスの量の確保に向けた方策  
(2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営に向けた取組

#### 第2節 低所得者対策

#### 第3節 地域密着型サービスの基盤整備

- (1) 第9期計画における必要利用定員総数 (2) 第9期計画における圏域別見込量

## 第4章 地域包括ケアシステムの推進と住みやすい町づくり体制の充実

### 第1節 地域包括支援センターの機能充実

#### (1) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築のための中核となるものであり、以下のような役割を担っています。

- ①総合相談支援
- ②介護予防ケアマネジメント
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④権利擁護
- ⑤在宅医療・介護連携
- ⑥認知症施策
- ⑦地域ケア会議
- ⑧生活支援の充実・強化

#### 【現状と課題】

高齢者や要支援・要介護者の増加に伴い、心身の健康や生活に関する相談や困難事例への対応が増加しています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、地域包括支援センターの果たす役割は年々増大しており、人員及び適切な職種の確保が必要となっています。

#### 【今後の方向性】

引続き、適正な人員を配置し、地域の高齢者に切れ目なく包括的にサービスが行き届くよう支援体制を整備します。また地域包括支援センター運営協議会を年3回開催し、運営について評価・検討します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営協議会 開催数	回	3	3	3	3	3	3

## (2) 包括的・継続的な高齢者支援体制の実現

利用者の状況に合わせて医療・介護・福祉が一体的に提供できるよう、多職種や地域との連携を強化し、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。そのために、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャー連絡会を開催し、困難事例や地域の課題等についてともに考え、ケアマネジメントスキル等の資質の向上を目指しています。

### 【現状と課題】

主任ケアマネジャーによって習熟度が異なることから、利用者視点でのケアマネジメントとなるよう、ケアマネジャー連絡会で、研修内容の充実や事例の共有を図っています。

また、多くのケアマネジャーが参加できるよう働きかけ、相談支援技術の向上や、ケアマネジメント業務の質の向上に取り組んでいます。

### 【今後の方向性】

ケアマネジャー連絡会に多くのケアマネジャーが参加するよう引き続き働きかけ、相談支援技術の向上や、ケアマネジメント業務の質の向上に取り組めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジャー連絡会 開催回数	回	5	1	3	4	4	4
ケアマネジャー連絡会 延参加者数	人	162	22	100	160	160	160
ケアマネジャーからの延相談件数	件	170	42	60	80	80	80

## 第2節 医療・介護・福祉の連携強化

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスが提供できるようにすることが重要です。

#### 【現状と課題】

在宅医療・介護に関係する課題等を、各部会に分かれて協議し、その後医療機関・介護福祉施設等の代表者からなる在宅医療・介護連携事業推進協議会で、地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な取り組みを検討しました。

在宅医療・介護についての研修会では、町民及び介護保険関係者等の理解を推進するとともに、普及啓発活動を行っています。

新型コロナウイルス感染症対策の相談窓口を設置し各事業所へ周知しました。感染症まん延防止のため、あらゆる活動が中止となり、コロナ禍でも活動ができるようにオンライン開催の会議・研修会を検討し実施しました。

多職種交流会への参加については、参加者が一部の機関に留まっている現状もあり、今後も事業を通じて、各関係機関が参加できるような体制づくりが必要です。

#### 【今後の方向性】

地域の社会資源（医療機関・介護事業所の機能等）や、在宅医療や介護サービスの利用者の把握等、現状分析や課題の抽出を行い、施策につなげるよう努めます。

また、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※においては、本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から話し合っておくことが重要です。ACPに対する理解促進のため、人生会議について、パンフレットや広報誌等を活用し、医療職や介護職、そして高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して普及啓発に努めます。ACP や認知症に関すること、BCP（業務継続計画）について等、在宅医療・介護に関する内容の研修を進めていきます。

各事業所等、多職種が専門分野を活かし、一体となって取り組むことができるよう連携強化に努め、引き続き、在宅医療・介護に関する組織体制整備や普及啓発活動等を行います。



区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
会議 全体会議	回	4	2	2	2	2	2
会議 各部会回数	回	9	9	10	12	12	12
研修会 回数	回	4	2	2	2	2	2
多職種交流会 開催回数	回	11	2	2	4	4	4
多職種交流会 延参加者	人	77	20	250	60	68	80

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

「人生会議」を愛称に、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有することです。

参考：「人生会議してみませんか」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)



### 第3節 地域包括ケアシステムの推進

#### (1) 地域包括ケア会議の推進

「地域包括ケアシステム」とは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護その他の支援が一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

町では福祉等の関係者や地域の代表者が課題を共有し、高齢者を支える体制づくりに取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

町では、おたがいさま会議（小地域ケア会議）、中地域ケア会議（地域ケア会議）、住みやすい町づくり会議（地域包括ケア会議）を開催しています。

しかし、小地域にはリーダーとなる担い手が不足しているため、小地域ケア会議、中地域ケア会議、地域包括ケア会議の3つの会議の体制を維持することが難しくなっています。

#### 【今後の方向性】

町内全域で開催できるよう働きかけを行い、地域で解決できない課題等を住みやすい町づくり会議につなげ、住みやすい町づくり会議での協議結果を地域におろす体制を整えます。また、これまでの3つの会議体制を見直し、2つの会議体制として実施します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おたがいさま会議 開催か所数	か所	0	0	0	廃止	廃止	廃止
中地域ケア会議 開催か所数	か所回数	2	2	2	8	8	8
		2	2	2	8	8	8
住みやすい町づくり会議 開催回数	回	2	1	2	3	3	3

## 第4節 相談体制の充実

### (1) 包括的支援体制の構築

複合化、複雑化した課題を抱える町民が増える中で、地域包括支援センターを中心に、行政、社会福祉協議会等、高齢者福祉に関わる機関が連携して情報を共有し、それぞれが相談窓口の機能を担い、誰もが気軽に相談できる体制づくりが必要です。

#### 【現状と課題】

高齢化が進むとともに困難事例が増加しています。ヤングケアラー等、新たな問題も発生しているため、関係機関と連携し、地域資源を活用しながら対応する必要があります。

#### 【今後の方向性】

それぞれの機関が相談窓口として対応し、関係機関との連携強化を進め、複合的な課題を抱えている場合に重層的な支援ができるよう、体制整備に努めます。

また早急な安否確認や状況確認が必要な場合がありますが、夜間や土日の専用窓口がないことから、役場宿日直から担当者につながるよう連絡体制の周知に努めます。

## 第5節 地域共生社会の実現

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

### (1) 支え合い活動の担い手確保と活動の推進

#### ① 生活応援隊の養成

ゴミ出しや買い物、掃除等、日常の生活に支援を必要とする高齢者を地域住民が支える仕組みとして、平成29年度から生活応援隊の活動を行っています。

#### 【現状と課題】

生活応援隊協力員養成講座の受講者が集まらないこと等で生活応援隊協力員の担い手の確保が難しい状況です。このため生活応援隊の活動内容やその他の制度の見直しが必要となっています。

#### 【今後の方向性】

引き続き、支え合いの地域づくりについて住民への啓発活動を行います。また生活応援隊協力員の養成講座受講者の確保に向けた啓発活動を行い、生活応援隊協力員の増員に努めるとともに、制度の見直しが必要となっているため、検討会議を開催します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活応援隊協力員 受講者数	人	0	0	0	10	10	10
生活応援隊養成講座 開催回数	回	0	0	1	1	1	1
見直し検討会 開催数	回	—	—	—	3	3	3

## ②高齢者目配り気配り老人クラブ事業

老人クラブにより、一人暮らし高齢者をはじめ、地域内で援護を要する高齢者等の状況を把握し、本人または親戚縁者の同意を得て名簿を作成しています。

### 【現状と課題】

人口減少と高齢化に伴い、地域の要援護者が増えています。

### 【今後の方向性】

今後も引き続き、老人クラブにより、一人暮らし高齢者をはじめ、地域内で援護を要する高齢者等の状況を把握し、本人または親戚縁者の同意を得て名簿を作成し、支援につなげます。

## ③介護予防サポーターの養成

ハツラツサークルやサロン等に主体的に関わる人材を育成するために、社会福祉協議会により、介護予防サポーター養成講座を鏡野・奥津・上齋原・富の各地域で開催しています。

### 【現状と課題】

介護予防サポーターの充実を図るため、地域共生社会の必要性を啓発しました。  
また、令和5年度は、講師を招き介護予防サポーター講座を開催しています。

### 【今後の方向性】

支え合いの地域づくりについて住民へ啓発活動し、引き続き介護予防サポーターの養成に努めるとともに、講座を受けた介護予防サポーターの活動の推進に努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター養成講座開催回数	回	0	0	1	1	1	1
介護予防サポーター養成講座登録者数	人	85	85	85	85	85	85

## 第5章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり

### 第1節 生活面で困難を抱える高齢者に、住まいと生活支援を一体的に提供する環境の整備

#### (1) 高齢者の多様な住まいの整備

##### ①住宅環境の整備

「鏡野町高齢者住宅改造助成事業」では、所得の低い高齢者が、介護保険給付に相当する住宅改修を行った場合で、介護保険に規定する上限額を超えた場合は、そのかかった費用の50万円を上限として3分の2を補助しています。

また、自宅での生活が困難となった方には、それぞれの入居施設の機能等に係る情報を提供し、その方の心身の状態に応じた施設に入居できるよう支援をしています。

##### 【現状と課題】

住み慣れた環境で安心して在宅生活を送れるよう、段差の解消やトイレの洋式化等といったバリアフリー化工事費用の助成を行っています。高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加しており、精神的・身体的な不安を軽減し、自立した生活が送れるよう支援していくことが課題です。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、また、介護者の負担が少しでも軽減できるよう、住環境の整備に係る費用の助成を行っていきます。

また、在宅での生活が困難となった方へは、関係機関との連携を図りながら、適切な施設やサービスの利用につながるよう支援していきます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付件数	件	6	8	6	6	6	6

## ②養護老人ホーム

身体的、精神的、環境的または経済的な理由により、在宅で生活ができない方が措置制度により入所されています。

本町では、養護老人ホームかがみの園を、社会福祉協議会が指定管理により運営しています。

### 【現状と課題】

居宅での生活が困難または、経済的理由を抱える等、養護を必要とする高齢者相談が増えています。町内施設で対応が困難な場合は、他市町村の養護老人ホームへの措置入所も検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

引き続き、居宅での生活が困難または、経済的理由を抱える等、養護を必要とする高齢者が、安心して生活できるよう支援を続け、町内他、他市町村の養護老人ホームへの措置入所も検討します。

## ③有料老人ホーム

入所者が個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むため、食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活支援を行う施設で、鏡野地域に1事業所、奥津地域に1事業所の住宅型有料老人ホームがあります。

### 【現状と課題】

居宅で生活することに不安があり、見守りのある環境で安心して生活をしたいというニーズは増加傾向にあるため、現在の利用状況について把握し、将来的に必要なサービス量に応じて不足する場合にはサービス基盤の整備等を検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

生活支援が必要となっても安心して生活できるよう、引き続きニーズの把握に努め、サービス基盤の整備については他の施設と併せて総合的に検討していきます。

また、県と連携し、町内外の施設の情報提供や相談体制の充実に努めます。

## (2) 交通手段の確保

### ①有償運送バスの運行

鏡野地域は町営バス、奥津・上齋原・富地域は福祉バスを運行しています。

#### 【現状と課題】

移動手段を持たない方の足の確保のため、公共交通の利便性の向上が求められている一方で、人口減少の状況下において、利用者数が低迷していること等から、運行方法の見直しも行っていく必要があります。令和4年11月には、富地域において乗り合いタクシーのデマンド運行を開始しました。

現行の運行ルートでは中心地に行くために乗り換えを要することや、自宅からバス停までの距離が遠い方への対策等、様々な課題があります。

#### 【今後の方向性】

令和3年度に策定した鏡野町地域公共交通計画に基づき、町内バスの利便性を高めるとともに、他市町村が運行する路線バスとの連携を促進します。

また、交通弱者の支援という観点からも、現在の路線バス体系を維持することが必要であるため、住民のニーズに応じた新たな交通施策を検討します。



## ②その他の交通手段

障害等の理由で、電車・バス等の公共交通機関を一人で利用できない方に対して、通院通学等の日常的な外出だけでなく、行楽余暇等の生活の質と範囲を広げる手助けとして、福祉車両等を使用した福祉有償運送を、社会福祉協議会が行っています。

### 【現状と課題】

高齢者の交通手段の確保を目的として、令和3年度に町単独の「高齢者等タクシー料金助成事業」を開始しました。利用者数は継続的に増加しており、交通弱者対策として一定の成果を上げています。一方で、本事業の対象とならない方への対応が課題となっており、社会福祉協議会が運営する福祉有償運送の周知を継続して行い、交通手段に困る方を減らしていく必要があります。

### 【今後の方向性】

福祉有償運送の制度を町民に周知し、利用促進に努めるとともに、運転員や車両の確保に取り組めます。

また、高齢者等タクシー料金助成の利用を申請したものの実際には使われていない方へのアプローチ等を通して、高齢者等の移動についての課題の解決策を検討していきます。

## (3) 消費者被害対策の推進

高齢者の特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、地域包括支援センターやくらし安全課等、関係機関が連携しています。

### 【現状と課題】

近年、岡山県内の特殊詐欺の年間被害総額は3億円を超え、町や関係機関にも相談や詐欺の報告が寄せられ、非常に憂慮すべき状況にあります。

還付金詐欺や金融商品詐欺等、詐欺の手口は様々で、報告に上がっていない被害も予想されるため、継続的な啓発を行う必要があります。

### 【今後の方向性】

引き続き、関係機関等との連携強化に努めるとともに、地域包括支援センターによる通信や研修会等で広く啓発を行い、未然防止につなげていきます。

町ホームページ、広報誌、音声告知放送で、特殊詐欺等に対する注意を呼び掛けるとともに補助金制度を活用し、防犯機能付き電話の普及を促進していきます。

## 第2節 在宅で生活する高齢者と家族への支援

### (1) 高齢者の自立した生活を継続するための支援の推進

#### ①高齢者等緊急見守りシステムの整備

在宅の一人暮らしの高齢者等が安心して暮らせるよう、急な体調悪化等が起きた場合に親類や近所の方等に連絡するための装置を申請により設置しています。

#### 【現状と課題】

平成28年度から導入されている見守りシステムは、令和5年10月1日時点で、56件が設置されています。設置には固定電話の契約が必要であることと、屋外ではセンサーが検知しないことが課題となっています。

#### 【今後の方向性】

今後も、必要な方に見守りシステムの設置ができるよう周知に努めながら、固定電話の契約を必要としない効果的な見守りシステムを検討します。

#### ②高齢者等給食サービス事業

低栄養のため要介護状態になる可能性のある高齢者等に対して、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、状態の維持、改善を図るとともに、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯については安否確認を併せて行っています。

#### 【現状と課題】

令和3年12月から、事業者の配達業務を支援し、見守り強化を図るため、配達支援事業を開始しています。令和5年6月からは昨今の物価高騰を受けて、給食の助成額を1食250円から1食300円に増額しました。

冷凍の給食を配達する事業所が1事業所、昼食を配達する事業所が3事業所、夕食を配達する事業所が1事業所ありますが、事業所ごとに配達できる地域が限られており、利用者のニーズと合致しない場合があります。

#### 【今後の方向性】

引き続き、在宅生活を支援する事業として継続するとともに、事業所数の維持及び現状の配達地域を拡大するための対応を検討していきます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
高齢者等給食サービス委託事業所	事業所数	4	6	5	5	5	5

## (2) 家族介護者への支援の推進高齢者の自立した生活を継続するための支援の推進

### ① 家族介護者交流事業・家族介護教室

在宅で、ねたきりや認知症の高齢者等を介護する家族を介護負担から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図ることを目的に、様々な企画を実施しています。

#### 【現状と課題】

「介護者のつどい」を町内4か所の地域福祉センターで開催し、介護保険制度についての勉強会や体操、介護のための情報交換、栄養士によるフレイル予防、弁護士等による終活について等、専門職による講座を行っています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の関係で、開催ができない事もあり、令和4年度から少しずつ感染予防対策をしながら実施しました。

また、認知症家族会「ほっとしよう会」を地域包括支援センターが主となって企画・実施をしていますが、主に令和2年度以降は役員が集まっての企画会議を毎月実施し、令和5年度から活動を再開しています。

#### 【今後の方向性】

家族を介護されている方への声かけやチラシの配布、事業の取り組みを町全体に周知するとともに、引き続き、開催回数を増やす等、参加者の介護負担の軽減につながるよう努めます。

また、認知症カフェや在宅医療・介護連携事業推進協議会とも連携し、様々な企画を行い、家族介護者同士の交流の場や、研修の場となるように努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護者のつどい 開催回数	回	2	5	6	6	6	6
ほっとしよう会 開催回数	回	0	0	6	6	6	6

## ②介護用品支給事業

要介護4または5で、町内の在宅で介護されている町民税非課税の高齢者を介護する家族に対し、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤等の介護用品を支給しています。

### 【現状と課題】

町内及び近隣市町村の事業所により、在宅で高齢者を介護する家族のもとへ、介護用おむつや清拭剤等の介護用品を届けています。（支給額は介護する家族の市町村民税の課税状況等により決定）

令和3年度には42人、令和4年度には43人が利用されており、当事業を必要とする方に適切に支援が行えるよう、定期的に周知を行う必要があります。

### 【今後の方向性】

引き続き、在宅で生活する高齢者を介護する家族を支援する事業として、継続して実施するとともに、広報誌や介護サービス事業所への集団指導等を活用し事業の周知に努めます。

### 第3節 権利擁護の推進

#### (1) 権利擁護事業・成年後見制度の利用支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない方を対象に、本人の判断を他の者が補うことによる法律的な支援や、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を実施しています。

#### 【現状と課題】

令和2年に設立された鏡野町権利擁護センターと連携し、必要な支援について弁護士等の関係者で構成された支援検討委員会で検討する等、権利擁護に取り組んでおり、令和5年度には必要な時に適切な支援につながるよう中核機関を設置しました。

成年後見制度の利用を町長が申し立てるケースも増え、成年後見人に弁護士や司法書士等が対応する他、法人後見・市民後見人も対応しています。

年々増加している困難事例への対応が必要となっています。

#### 【今後の方向性】

権利擁護について、介護サービス事業者や住民に研修会の開催やパンフレットの配布等を通じて周知し、支援の必要な方の発見に努めるとともに、必要な支援の内容を総合福祉課、地域包括支援センター、権利擁護センターその他関係者で構成するチームで検討し、弁護士等の意見も踏まえながら対応します。

また、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な高齢者に対して助成を行うとともに、市民後見人の養成を引き続き進めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護研修会 開催回数	回	1	3	3	3	3	3

## (2) 高齢者の虐待防止

社会福祉士会等と高齢者虐待防止アドバイザー契約を結び、弁護士・司法書士・社会福祉士に虐待事例のアドバイスを受ける体制を整えています。また権利擁護センターを社会福祉協議会へ委託し、支援や対応を検討しています。

高齢者虐待が疑われる情報があれば、総合福祉課及び地域包括支援センターの担当職員でコアメンバー会議を開催し、虐待の有無と緊急性の判断、対応方針等を協議しています。

また、権利擁護センターや地域包括支援センター及び関係機関等と虐待案件の支援検討や高齢者虐待の対応について、専門的な知識を学ぶための研修も実施しています。

### 【現状と課題】

潜在的な高齢者虐待を把握することが難しいため、介護サービス事業者に通報の義務等の周知徹底や虐待対応の体制について関係機関との情報交換を行っています。

虐待の件数は増加傾向にあるため、引続き住民や介護サービス事業者に周知が必要となっています。

### 【今後の方向性】

高齢者虐待の早期発見のために広報や権利擁護研修会を実施し、提供された情報に対し関係機関と連携のうえ速やかに対応します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待事例検討会 開催回数	回	6	6	6	6	6	6
虐待件数	件	13	6	7	0	0	0

## 第6章 認知症になっても今までの生活を継続できる支援体制づくり

### 第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく生活が続けられるよう、地域包括支援センターと連携し、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への理解を深めるよう努めています。

#### (1) 認知症に関する理解促進

##### ①認知症サポーターの養成推進

認知症に関する正しい知識をもって、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進しています。

#### 【現状と課題】

認知症に関する理解促進のために、町内の学校と高齢者の交流活動等、関係機関と実施しており、令和4年度からは役場職員、町内小中学校、各介護施設等の職員も含む一般町民を対象とした養成講座を実施しています。

認知症の方や家族の方が安心して生活ができるように、町民への理解を進めていくことが課題です。

#### 【今後の方向性】

引き続き、地域や職域へ周知を行い、認知症のサポーター養成の推進を行います。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 開催延回数	回	0	4	4	5	5	5
認知症サポーター養成講座 受講者延数	人	0	167	200	200	200	200

## ②認知症キャラバン・メイトの活動充実

地域で生活している認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター養成講座」の講師役である認知症キャラバン・メイトの活動の充実に取り組んでいます。

また、スキルアップを目的とした研修会や意見交換会等を実施しています。

### 【現状と課題】

地域包括支援センター・社会福祉協議会・認知症キャラバン・メイト、行政がそれぞれの役割を担い、認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、平成24年度から、県主催の認知症キャラバン・メイト養成講座を受講しています。令和2年度より組織化し「ロバの会」を立ち上げています。

地域包括支援センターが事務局となり、年度初めに総会を開催し、年間計画に基づく活動をしており、現在82名の登録がありますが、実際に活動できているメイトは30名程度で、町内事業所職員となっています。

一般住民のメイト新規養成の参加は難しく、メイトの固定化と今後の人材確保が課題です。

### 【今後の方向性】

引き続き、認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進し、キャラバン・メイトの活動の充実を図ります。

またキャラバン・メイトのスキルアップや活動の動機付けを目的に研修会や意見交換会等を実施していきます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座開催延回数	回	0	4	4	5	5	5



### ③認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを開催しています。

#### 【現状と課題】

地域包括支援センターと総合福祉課が事務局となり、主に在宅医療・介護連携事業推進協議会の認知症部会とも連携しています。

世界アルツハイマーデーin かがみの実行委員会を令和3年度から立上げ、認知症に関する普及啓発活動を実施しています。

認知症に対する正しい知識を町民全体に広げていくため、地域へ充実した支援ができるような体制づくりが必要です。

#### 【今後の方向性】

引き続き、認知症サポーター養成講座の開催、地域の集まり等の機会を利用した研修会、相談窓口の周知等、アルツハイマー月間の取り組みを通して、普及啓発に努めます。

地域や学校、職域において、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるようあらゆる活動を通じて、広めていきます。

## (2) 認知症の相談体制の充実

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を、地域包括支援センター及び総合福祉課に配置し、支援や相談を行っています。

また、在宅医療・介護連携事業推進協議会と連携し、施設職員、ケアマネジャー、ケースワーカー、医師、薬剤師、栄養士等の多職種が参加して、認知症対応力の向上等のため事例検討会を開催しています。

### 【現状と課題】

認知症推進員は、地域包括支援センター及び総合福祉課の職員で研修受講したものが兼務で実施しています。

令和4年度に作成した、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を当事者及び家族、町内の関係機関や近隣の医療機関に配布をし、情報発信しています。

早期に対応・支援につながるように相談窓口の周知や、関係機関との連携が課題です。

### 【今後の方向性】

認知症への理解について、職員の異動等もあるため、国が実施している認知症推進員養成研修を積極的に受講できる体制を整えるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等、認知症に関する取り組みが実施できるよう体制強化に努めます。

また、認知症ガイドブックを確立し、認知症の人やその家族、医療介護関係者等の中で共有し、支援が切れ目なく提供できるように、活用の推進に努めます。

## 第2節 認知症の早期対応・受診支援体制の充実

本人や家族、地域の人等、周囲が認知症を疑ったときには、早期に適切な医療・介護につながるにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境整備や医療関係者等と連携し、支援体制の強化に取り組んでいます。

### (1) 多職種の連携による早期対応や相談支援の推進及び医療との連携

地域包括支援センターと連携し、認知症に関する高齢者や家族の相談を受け、適切な支援・調整を行っています。

地域の認知症に関する医療提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターと連携し、地域の医療・介護等のネットワークを構築し、認知症支援の充実に努めています。

### 【現状と課題】

地域包括支援センターと連携し、認知症に関する高齢者や家族の相談を受け、適切な支援・調整を行いました。

地域包括支援センターに設置している認知症初期集中支援チームについて、関係職員の異動等もあり、活動が不十分だったため、再度関係職員で共有・協議が必要となっています。

### 【今後の方向性】

認知症相談支援について、今後も専門職や住民に対して周知を行うとともに、相談から専門医の受診や必要なサービスを受けるまでの流れを関係機関で共有していきます。

また、認知症初期集中支援チームが、必要な時に効果的に機能ができるように、サポート医や認知症疾患医療センターと連携し、定期的に会議を開催する等、体制の充実に努めます。

### 第3節 地域で認知症を支えるための活動の促進

認知症の有無にかかわらず、継続的に社会とのつながりが必要であり、特に認知症の人が安心して地域で生活ができるような取り組みを推進しています。

また、当事者が社会参加できることや、地域で活躍できる場を支援する等、チームオレンジの取組について推進しています。

#### (1) 認知症予防活動の取組、介護予防と連携した通える場の提供

ハツラツサークルやサロン、健康教室等を各地域で実施しています。

若い世代からの健康づくりの取組が、将来の認知症予防につながるため健康づくり関連の部署と連携し、効果的な健康づくりと介護予防に取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

平成29年度から実施している総合事業について、認知症機能強化プログラム等、利用者の効果を検証しながら、令和3年度より総合福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会で協議をし、内容の見直しを行っています。

認知症発症予防のため、運動不足の改善や社会的孤立の解消等が認知症予防に関連していることから、通いの場の提供を行っています。

また、フレイル予防を目的に、口腔機能の向上の内容を令和4年度より取り入れる等、今後も関係機関と連携しながら、内容の充実が必要です。

#### 【今後の方向性】

引き続き、利用者が参加しやすく認知症予防に効果が得られるような内容の見直しを、関係機関と協議しながら認知症予防に努めるとともに、フレイル予防、口腔機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防等、普及啓発に努めます。

## (2) 認知症の方やその家族の居場所づくり

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進しています。

### 【現状と課題】

各ボランティアや地域包括支援センター職員が中心となって、認知症の方やその家族の居場所としての認知症カフェを町内3か所実施しており、令和3年度には、奥津地域に1か所発足され、令和5年度には、3か所合同の交流会を実施しましたが、当事者や家族の参画が少ない現状となっています。

現在活動をしている認知症カフェの活動支援及び、町全体に向けての活動周知が課題です。

### 【今後の方向性】

認知症の方やその家族の居場所として、今後も認知症カフェの活動周知と、活動支援に努めます。

今後は、町内全域での活動ができるように、対象者のニーズをみながら、富・上齋原地域でのカフェ設置を検討します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ 設置数	か所	3	3	3	4	4	4



## 第4節 認知症に理解ある共生社会の推進

生活の支援、生活しやすい環境の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進しています。

また、介護者や若年性認知症の人の相談支援等が受けられる仕組みづくりに取り組んでいます。

### (1) 認知症の人の行方不明時の早期発見等のネットワーク構築

認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制や、行方不明者になった際に早期対応できるよう、消防、警察、民生児童委員、老人クラブその他関係機関が連携して、SOS ネットワークの体制構築に取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

鏡野町高齢者等見守り SOS ネットワーク会議と SOS メール配信システムを利用した認知症行方不明者搜索模擬訓練を年1回、開催しています。新型コロナウイルス感染症により、令和2、3年度はメール配信訓練のみ実施し、令和4年度より会議と搜索模擬訓練を同時に開催し、実際に行方不明者があった場合を想定しての対応等を、再確認及び事業内容の改善等を協議しています。

認知症高齢者等の事前登録数は、令和5年10月現在50人となっており、早期に安全に対応ができるよう、町全体への周知が課題です。

#### 【今後の方向性】

引き続き、SOS ネットワークメール配信システムを周知し、高齢者等が行方不明になっても速やかに安全に発見できる体制づくりに努めます。

SOS ネットワーク会議及び、搜索模擬訓練を年に1度は実施し、町全体でのネットワーク体制の構築を行います。SOS ネットワークの協力事業者が増えるよう、広報活動をし町全体での働きかけに努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク会議及び搜索模擬訓練	回	1	1	1	1	1	1
SOSメール配信ネットワーク協力者(延)	人	345	395	450	470	490	510

## (2) 若年性認知症の人への支援

就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等、様々な分野で支援が必要になっています。

### 【現状と課題】

地域包括支援センターと連携しながら、相談支援を行っており、家族や職場等周りの人が気づく機会が多いことから、役場職員や企業等で認知症サポーター養成講座を行い、認知症の理解について普及啓発を行っています。

今後も普及啓発活動を行い、職場等における若年性認知症への理解促進を図ることが課題です。

### 【今後の方向性】

引き続き、認知症サポーター養成講座等で企業等への普及活動を行い、職場等における若年性認知症への理解促進を図ることが必要です。

また、おかやま若年性認知症支援センター等、専門機関と連携して早期対応できるような相談支援体制整備に努めます。

## 第7章 高齢者一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと介護予防

### 第1節 高齢者の健康づくり

#### (1) 各種健康診査・がん検診等の充実

##### ①特定健康診査・特定保健指導

40歳以上74歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診として特定健康診査を実施し、生活習慣病予備群等に該当した方には特定保健指導を実施しています。

##### 【現状と課題】

特定健診受診率は、令和元年度受診率48.9%と県内でも高い受診率となっていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度には35.3%まで低下しました。現在は回復傾向にあり令和4年度は40.1%でしたが、以前のような受診率まで回復していない状況です。

##### 【今後の方向性】

受診率向上の取り組みとして、未受診者の方へ受診勧奨通知の送付に加え、人間ドック費用助成や、岡山県特定健診情報提供事業等のデータ提供事業に取り組みます。

今後も、関係機関と連携し特定健診受診率、特定保健指導利用率向上に向けた取組を継続します。



## ②後期高齢者健康診査

後期高齢者医療被保険者を対象に、疾病の早期発見・早期治療を目的として、岡山県後期高齢者医療広域連合より後期高齢者健康診査を受託し、実施しています。

### 【現状と課題】

後期高齢者健診も特定健診と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大により受診率が低下し現在は回復傾向にあります。令和元年度の受診率 32.4%から令和2年度 21.6%まで低下し、令和4年度は 26.2%です。また、かかりつけ医を受診し後期高齢者健診を受けていない方が多く、特定健康診査と比較すると、後期高齢者健診の受診率は低くなっているため、受診率の向上が必要となっています。

### 【今後の方向性】

令和5年度に開始した後期高齢者健診の受診率向上事業により、受診履歴等のデータを分析し、効果的な受診勧奨を実施していきます。

## ③がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的に、各種がんに関する集団検診を実施しています。

また、胃がん（内視鏡）検診、婦人科検診については、医療機関で受診できる個別検診を実施しています。

### 【現状と課題】

令和2年度より集団検診も個別検診同様に予約制で実施しています。

全てのがん検診において、令和3年度よりも令和4年度の方が集団検診の受診者数が多く、予約制が浸透してきている状況です。

子宮頸がん・乳がん・胃がん以外の検診についても、医療機関で受けられる個別検診の導入等を検討していますが、様々な理由から現状では導入に至っていない状況です。

### 【今後の方向性】

集団検診の予約制を継続しつつ、希望者が受診しやすい工夫をしていきます。

子宮頸がん・乳がん・胃がん以外のがん検診も医療機関で受けられる個別検診の導入等を進め、「受けやすい検診」を目指し取り組みます。

#### ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和元年度「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」（厚生労働省保険局高齢者医療課策定）が改定され、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施の推進に向けたプログラムが示されました。

#### 【現状と課題】

ハイリスクアプローチとして、低栄養個別訪問支援、ポピュレーションアプローチとして、通いの場でのフレイル予防教室を実施しています。

令和5年度から開始している事業であるため、効果検証を行う体制整備が必要となっています。

#### 【今後の方向性】

後期高齢者医療、国民健康保険、健康づくり、介護保険等の関係部署で連携を取りながら、町の健康課題を整理し、効果検証を行いながら事業実施ができる体制づくりに取り組めます。

## (2) ハツラツサークルの推進

介護予防のための体操は、効果を出すためには週 1 回以上取り組む必要があり、また住民が主体的に取り組むことで活動の持続が望めることから、平成 28 年度からハツラツサークルの取組を行っています。

### 【現状と課題】

町内の地区 93 か所の内、現在 53 か所で開催していますが、開催を促す地域の担い手不足、開催場所までの交通手段等に課題があり、開催か所数が伸び悩んでいます。

### 【今後の方向性】

ハツラツサークルは、介護予防だけでなく地域のつながりの場にもなっていることから、住民主体の通所サービス、サロンの開催等とともに地域の介護予防の選択肢を増やすため、開催か所数の維持に努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ハツラツサークル 開催か所数	か所	53	53	53	55	60	65
ハツラツサークル 参加人数	人	700	750	750	800	800	800
ハツラツ交流会 回数	回	0	0	0	1	1	1

## 第2節 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援1・2と認定された人や、介護予防・日常生活支援総合事業対象者と判定された人を対象とした、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス）は、町が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせたサービスの利用が可能です。

### （1）訪問型サービス

平成29年度から「ヘルサポかがみの」を介護予防・生活支援サービス事業の緩和した基準による訪問型サービスとして位置付け、社会福祉協議会等と契約し訪問介護員による身体介護や生活援助等を行っています。

事業対象者や要支援認定者は、原則として「ヘルサポかがみの」を利用しますが、指定訪問事業所の利用も可能としています。

#### 【現状と課題】

現在4事業者と契約してサービスを行っており、利用を希望する人に適切な支援ができるよう、判定会議を週1回開催しています。利用する人の希望に沿ったサービスを提供できる体制を維持する必要があります。

#### 【今後の方向性】

引き続きサービスの充実を図るため、事業所数の維持に努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヘルサポかがみの 委託事業所	事業所数	3	4	4	4	4	4

#### ※参考

区 分	単位	実績		見込み
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヘルサポかがみの 実利用者数/月	人	45	51	54
ヘルサポかがみの 延利用回数/月	回	259	313	307
指定訪問事業 実利用者数/月	人	1	1	1

## (2) 通所型サービス

平成 29 年度から実施している介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスのうち、緩和した基準による通所型サービスを「ガンバランドかがみの」として社会福祉協議会等と契約し実施しています。また指定通所事業所の利用も可能としています。

「ガンバランドかがみの」は、次の三つのプログラムで構成しています。

- ・かがみのマッスル道場（筋力強化プログラム）
- ・脳トレ教室知恵の和（認知機能強化プログラム）
- ・生きいきの湯（入浴支援プログラム）

「かがみのマッスル道場（筋力強化プログラム）」では、筋力強化のための体操を取り入れ、「脳トレ教室知恵の和（認知機能強化プログラム）」では、公文式の計算を行っており、6か月ごとに筋力測定・学力採点により効果の検証を行っています。

また、生きいきの湯（入浴支援プログラム）では、自宅で入浴が困難な方に、個々の状態に合わせた、入浴の自立を目的とした支援を行っています。

### 【現状と課題】

「ガンバランドかがみの」の利用者数はおおむね横ばいとなっており、現在3事業者と契約してサービスを行っています。

事業内容や効果の検証を定期的に行い、口腔プログラムを実施する等サービスの見直しを検討しました。

利用者の状態に差があるため、それぞれに合った支援を提供する必要があり、また地域により開催回数異なるため、地域格差の縮小に取り組む必要があります。

### 【今後の方向性】

「ガンバランドかがみの」のプログラムを見直し、利用者が主体的に参加できるメニューを検討し、また地域格差の縮小に取り組みます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ガンバランドかがみの (鏡野地域)	開催回数/週	回数	5	5	5	5	5
ガンバランドかがみの (奥津地域)	開催回数/週	回数	1	1	1	2	2
ガンバランドかがみの (富地域)	開催回数/週	回数	1	1	1	2	2
ガンバランドかがみの (上齋原地域)	開催回数/週	回数	1	1	1	2	2

※参考

区 分	単位	実績		見込み
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
かがみのマッスル道場 実利用者数/月	人	82	73	79
かがみのマッスル道場 延利用回数/月	回	312	299	327
脳トレ教室知恵の和 実利用者数/月	人	38	35	38
脳トレ教室知恵の和 延利用回数/月	回	145	138	156
生きいきの湯 実利用者数/月	人	20	17	16
生きいきの湯 延利用回数/月	回	100	72	77
指定通所事業 実利用者数/月	人	17	15	12

### 第3節 高齢者の生きがいづくり

#### (1) ボランティア活動と生きがいづくりの推進

##### ①せわあない会てごなかま

ボランティア活動への参加の意識を高め、高齢者がいきいきと生活できる地域をつくるため、「せわあない会てごなかま」を実施しています。

高齢者がボランティア活動することでポイントがたまり、楽しみながら介護予防に取り組み、元気になることを目指しています。

##### 【現状と課題】

この制度を利用して、介護サービス事業所や放課後児童クラブ等で65歳以上の方が自主的にボランティア活動に取り組んでいますが、コロナ感染症の影響でボランティア活動の需要が激減し、活動人数も減っています。

##### 【今後の方向性】

活動を充実させるため、様々な機会を利用して周知します。また活動しやすい制度となるよう、見直しを行います。



区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
てごなかま 登録者数	人	11	7	7	15	15	15
見直し検討会 開催回数	回	—	—	—	3	3	3

## ②ミニシルバー人材センター

おおむね60歳以上の働く意欲を持つ高齢者の、豊かな知識、経験、技能を活用した就業機会を提供し、社会参加の促進により高齢者の生きがいを高める活動の場として社会福祉協議会がミニシルバー人材センターを運営しています。

### 【現状と課題】

活動内容は、草刈り、剪定、墓掃除等で、約60名が活動しています。多数の作業依頼に対し、ミニシルバー登録者は不足気味となっています。活動者の高齢化が進行しているため、活動の合間に、こまめに休憩を取る等、安全の確保に努めています。

### 【今後の方向性】

引き続き、活動が継続できるよう、利用料の改定等を行い登録者の増加に努めます。

## ③老人クラブ活動

本町の老人クラブは、70の単位クラブがあり、令和5年度は、老人クラブ会員数は3,680人と、町の人口の約3分の1を占めており、老人クラブ同士が相互の親睦を深めたり、地域づくり等を行っています。

活動内容は、健康づくり、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、地区老人クラブ連合会活動の他、12地区（公民館単位）で三世代交流、伝統文化の継承、料理教室等を実施しています。

### 【現状と課題】

定年後も働いている方が多く、年々会員数が減ってきています。

### 【今後の方向性】

老人クラブ活動の継続及び会員数の維持に努めます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ 会員数	人	3,874	3,759	3,680	3,650	3,650	3,650



## (2) 生涯学習の充実

おおむね 50 歳以上の町民を対象に、鏡野中学校で週 1 回のシニアスクールの開催や地域に根差した事業・活動が公民館において行われており、様々な講座が開催されています。

### 【現状と課題】

シニアスクールを鏡野中学校で週 1 回行っていましたが、令和 5 年度から場所を中央公民館に移し、年 6 回のシニア講座として実施しています。

新規講座のため現在は応募生も多く、今後も継続できるよう募集していきます。

### 【今後の方向性】

新たに実施しているシニア講座については、今後も継続していけるよう応募生の募集を行っていきます。

公民館講座については、幅広い世代の方が参加できるよう、講座の内容や開催方法を検討します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
何か学習をしている町民の割合 60 歳代	%	42.0	32.2	42.0	43.0	44.0	45.0
何か学習をしている町民の割合 70 歳代	%	24.6	47.8	48.0	48.0	48.5	49.0
何か学習をしている町民の割合 全体	%	40.1	42.6	42.0-	43.0	44.0	45.0

※町民アンケート結果

### (3) スポーツ・レクリエーションの充実

地区公民館や老人クラブの活動で、グラウンドゴルフをはじめとしたニュースポーツに取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

ニュースポーツ等に主体的に取り組むスポーツ推進委員の活動としては、老人会等からの依頼件数が少ないため、スポーツ推進委員の活動等の認知度向上が必要です。

#### 【今後の方向性】

広報誌等で活動を紹介し、認知度向上を図り、新規種目の取り入れを検討します。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
何か運動・スポーツをしている 町民の割合 60歳代	%	66.0	60.0	60.0	60.5	61.0	61.5
何か運動・スポーツをしている 町民の割合 70歳代	%	52.6	62.3	62.5	63.0	63.5	64.0
何か運動・スポーツをしている 町民の割合 全体	%	59.6	60.2	53.0	54.5	56.0	57.0
生きがいや楽しみが特でない 高齢者の割合	%	4.2	3.5	2.7	2.6	2.5	2.4

※町民アンケート結果

## 第8章 災害や感染症対策に係る体制整備

### 第1節 防災体制・感染予防の充実

近年、大規模な地震や記録的な大雨、土砂災害等による被害が全国で多発していることから、災害時や火災時等に迅速かつ正確に情報を伝達するため、町内全域に音声告知器を整備しています。

また、地域の自主防災組織の避難訓練の支援や介護施設における消防計画に基づき火災を想定した避難訓練を行っています。

令和2年から新型コロナウイルス感染症が全世界に流行し、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられたものの、今後も感染予防対策の徹底等、地域住民に対して町ホームページ・広報誌・音声告知器等を活用し周知・啓発を行い、介護施設には国・県からの情報の共有等を行う必要があります。

#### 【現状と課題】

災害時に高齢者や障がい者等、自ら避難が困難な方の避難計画である、個別避難計画の策定を社会福祉協議会に委託し、策定支援に取り組んでいます。

介護施設においては、災害発生時に備えた避難確保計画及びBCP（業務継続計画）を作成し、避難訓練を実施するとともに、連携して感染症対策の周知啓発・研修を実施しています。

#### 【今後の方向性】

ハザードマップの更新を行い、細やかな災害リスク地域を示し、引き続き自主防災組織の組織率を高め、それぞれの地域の実情に応じた避難訓練等の開催を推進していきます。

また、要支援者の把握を行い、災害発生時に避難場所等必要な情報を取りまとめた個別避難計画の策定を全地区において進めるよう、重要性の周知と策定の支援に取り組み、平時からオンライン会議等を実施し災害時に備えます。

在宅医療・介護連携事業推進協議会と連携し、災害時における要配慮者支援、指定避難所等へ専門職の派遣、被災した施設への支援等が行える体制づくりを検討していきます。

引き続き、関係機関と連携し、国・県からの情報の発信、救援物資の確保に努めます。

## 第9章 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

### 第1節 介護人材確保にむけた取組

高齢者人口の増加、生産年齢人口の急減による介護分野の労働者の確保が喫緊の課題となっており、「団塊の世代」の全てが75歳以上となる令和7年には介護職員が不足すると危惧されています。

#### 【現状と課題】

依然として介護職員の人材不足は続いており、令和4年以降、3事業所が外国人技能実習生の受け入れを行っています。また、通勤手段や居住場所からのアクセス面での課題も踏まえ、対応を検討する必要があります。

#### 【今後の方向性】

外国人技能実習生や介護未経験者の参入等、多様な人材を確保し安定した介護サービスを提供できるよう、国や県と連携して人材確保・定住促進に取り組みます。

### 第2節 業務効率化の取組

介護サービス事業者が作成する文書は多岐にわたっており、国及び指定権者等が求める文書や、事業所が独自に作成する文書を見直し、文書負担軽減のために必要な取組を進める必要があります。

#### 【今後の方向性】

国が示す方針を踏まえ、各種申請書類の簡素化やオンラインの活用、電子申請届出システム等により文書の負担軽減を推進していきます。

## 第10章 介護保険の円滑な推進

### 第1節 介護保険サービスの量の確保と質の向上

#### (1) 介護保険サービスの量の確保に向けた方策

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、介護保険事業計画に基づいて、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を行っています。

人口減少に伴い高齢者の人口も減少を続ける一方、要介護認定者数は横ばいで推移すると予測され、状況に応じて必要なサービス量を把握する必要があります。

#### 【今後の方向性】

住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、地域の実情・状況に応じて必要とされるニーズの把握を行い、引き続き介護サービスの基盤整備を行っていきます。

#### (2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営に向けた取組

##### ① 介護保険サービスの質の向上

高齢者に対して良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の資質の向上が重要です。このため高齢者の権利擁護や在宅医療・介護連携等の事業で研修・事例検討等を実施しています。

地域密着型サービス事業所については、介護事業者へ定期的な運営指導や集団指導により適切な運営のための助言や指導を行い、事業者や従事者へ技能向上を図っているか確認します。

#### 【今後の方向性】

引き続き、各種研修や適切な指導を行い、より満足の得られる介護サービスの提供・利用を促進します。

## ②介護給付の適正化

給付適正化の取組を推進する観点から、効果的・効率的に事業を実施するため、事業の重点化、内容の充実が重要となっており、介護給付適正化主要5事業の再編が国より示されています。具体的には、「介護給付費通知」を主要事業から除外し、実施の効率化を図るため、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を「①ケアプラン点検」に統合し、これに「②要介護認定の適正化」、「③医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業となります。本町においても、再編後の3事業において実施し、介護給付の適正化に向けた取組が必要となっています。

### ア. ケアプランの点検

実地指導の際や、介護給付適正化支援システムで抽出した件について、ケアプランを提出してもらい、点検を行っています。

住宅改修や福祉用具の貸与・購入は、本人の心身の状態に合った工事や貸与・購入となっているかを点検しています。

#### 【現状と課題】

岡山県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等を活用しながら、介護給付適正化システムで抽出したケースについて、主に実地指導の際にケアプランの点検・確認を行っています。適正なケアプランとなるようにケアマネジャーに点検を行った内容を伝えられています。適正なサービスが提供できるように、引き続きケアプランの点検と居宅介護支援事業所との連携が必要です。

住宅改修では、ケアマネジャーが作成した理由書から本人の状況に合った工事が行われているか、図面や見積書、現況写真に基づいて点検を行っており、工事完了後の申請では事前申請通りの施工がされているか確認をしています。また、疑義が生じた際には県への照会を行い、給付の適正化に努めています。

福祉用具の購入・貸与は、被保険者にあった品目が利用されているか理由書の点検を行っています。住宅改修、福祉用具の購入・貸与のいずれにおいても専門的な知識の習得が必要です。

#### 【今後の方向性】

住宅改修、福祉用具の購入・貸与を含めたケアプランの点検では、ケアマネジャーと保険者がともに確認を行い、自立支援を資するケアマネジメントに向けた意識の共有ができるように努めます。点検に関わる職員が適正化に関する研修等に積極的に参加することで内容の充実と理解を深め、ケアマネジャーや住宅改修施工業者、福祉用具貸与・購入事業者へ情報を展開していきます。介護給付適正化事業の見直しにより、特にケアプランの点検を重視しながら、給付の適正化を図っていきます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ケアプランの点検	件	9	9	12	50	50	50
住宅改修事前提出書類の点検	件	全件	全件	全件	全件	全件	全件
福祉用具購入・貸与書類の点検	件	全件	全件	全件	全件	全件	全件

#### イ. 要介護認定の適正化

適正な認定調査となるよう、認定調査員研修の実施や調査内容の点検を行っています。

##### 【現状と課題】

要介護認定の適正な実施のため、認定調査員や認定審査会委員に対して研修会への参加を促進するとともに、認定調査においては、調査員によらず一定の水準が保たれるよう、町担当者が全ての調査について点検しています。

要介護認定審査会における審査委員の担い手不足が課題となっています。

##### 【今後の方向性】

引き続き、県主催の研修会への参加を促進するとともに、認定調査の点検等を行うことにより、適正な要介護認定を行います。

また、認定審査会委員の人材育成・人材確保に努めるとともに、要介護認定にかかる各種専門職や関係者の適切な参加がなされる様に合議体の編成等、必要に応じた体制整備を行います。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認定調査のチェック項目、 特記事項等の点検	件	全件	全件	全件	全件	全件	全件

#### ウ. 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に委託して、請求内容の点検を行っています。

#### 【現状と課題】

国民健康保険団体連合会から提供されるリストをもとに確認を行っており、疑義が生じた際には事業所への照会を行うことで更なる適正化に取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

引き続き、国民健康保険団体連合会へ委託し、医療情報との突合やサービスの整合性の点検を行い、介護保険給付の適正化を図っていきます。

区 分	単位	実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保連合会委託による縦覧点検・医療情報との突合		毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

#### ③相談体制の充実及び苦情処理

介護保険に関する疑問や苦情等は、地域包括支援センターと行政の双方が連携して対応しています。

#### 【現状と課題】

近年、地域や介護サービス事業所から介護保険に関する疑問や苦情等の相談が多様化、複雑化していることから、相談体制の充実が求められています。

#### 【今後の方向性】

引き続き、関係機関と連携を取りながら問題解決に向けて対応します。

また、利用者や介護サービス事業所から苦情等の相談があった場合、速やかに解決できるよう必要に応じて県や国民健康保険連合会と連携を図ります。



## 第2節 低所得者対策

国の低所得者対策による保険料や利用料の軽減の他、本町では介護用品支給事業や、グループホームを利用する住民税の非課税世帯の高齢者（生活保護受給者を除く）に対して家賃等の軽減を行った事業所に対して補助金の支給を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業を行っています。

### 【今後の方向性】

町民税非課税世帯の高齢者の負担軽減につながるよう事業を継続していきます。

また、利用対象者やその家族へ事業内容の周知を図るため、各関係機関への啓発と窓口での提案を行っていきます。

### 第3節 地域密着型サービスの基盤整備

見込み量算定中

### 第4節 サービス別事業量の見込み

見込み量算定中

### 第5節 保険料の算定

見込み量算定中

## 第11章 計画の推進について

### 第1節 計画の周知

本計画については、町広報誌、町ホームページ等の各種媒体を利用して広報し周知を行っていきます。

### 第2節 連携体制の強化

#### (1) 庁内連携体制

関係部署間での相互のコミュニケーションを密に取りながら情報共有を図り、施策の推進に努めます。

#### (2) 関連団体、住民組織との連携

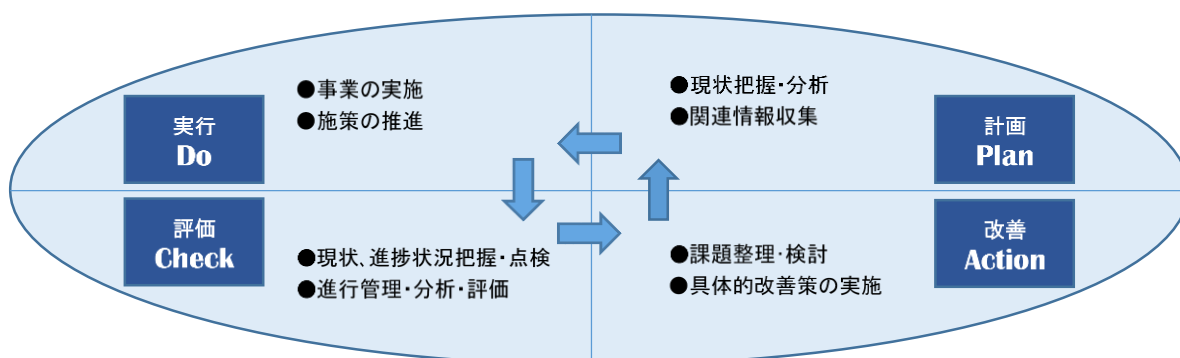
地域包括支援センター、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、自治会、NPO法人、商工会等の関連団体や民生児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、ボランティアグループ等住民組織との連携を強化して地域包括ケアを推進します。

### 第3節 計画の進捗評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

円滑で適切な介護保険事業の運営が行われるよう、住民の意見を十分に反映しながら、サービスの種類ごとの利用状況や計画の実施状況等について進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。

【計画の点検・評価のイメージ】



## 参考資料

### (1) 鏡野町介護保険運営協議会等設置要綱

平成 24 年 5 月 18 日

告示第 168 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業の運営その他介護保険に関する重要事項を審議するため、鏡野町介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を、地域包括支援センターの適正、かつ、円滑な運営を図るため、鏡野町地域包括支援センター運営協議会(以下「センター運営協議会」という。)を、地域密着型サービスの公平、かつ、公正な運営の確保に資するため、鏡野町地域密着型サービス運営委員会(以下「サービス運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 前条に規定する協議会及び委員会(以下「協議会等」という。)は、次に掲げる事項を審議するものとする。

運営協議会	(1) 鏡野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗管理に関すること。 (2) 鏡野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。 (3) その他介護保険事業の運営に関し必要なこと。
センター運営協議会	(1) センターの設置等に関すること。 (2) センターの運営及び評価に関すること。 (3) 地域の連携体制の構築等に関すること。 (4) その他センターの運営に関し必要なこと。
サービス運営委員会	(1) 地域密着型サービスの指定及び指定基準に関すること。 (2) 地域密着型サービスの介護報酬に関すること。 (3) 地域密着型サービス基盤の整備及び質の確保に関すること。 (4) その他地域密着型サービスに関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会等は、委員 15 人以内で組織し、全ての協議会等の委員を兼ねるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者
- (4) 町議会の議員
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であっても委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない

(会長及び副会長)

第5条 協議会等に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会等の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会等は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、総合福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

(鏡野町介護保険事業運営協議会設置要綱等の廃止)

2 鏡野町介護保険事業運営協議会設置要綱(平成18年鏡野町訓令第10号)は、廃止する。

3 鏡野町地域包括支援センター設置及び運営に関する要綱(平成20年鏡野町告示第173号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この告示施行の際、現に廃止前の鏡野町介護保険事業運営協議会設置要綱の規定により委員に委嘱されている者は、この告示の規定により鏡野町介護保険運営協議会委員、鏡野町地域包括支援センター運営協議会委員及び鏡野町地域密着型サービス運営委員会委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、廃止前の要綱の規定による任期の残任期間とする。

附 則(令和4年3月31日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## (2) 鏡野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 1 日

訓令第 72 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 12 号

平成 24 年 3 月 30 日訓令第 38 号

平成 29 年 4 月 11 日訓令第 13 号

令和 4 年 3 月 31 日訓令第 10 号

### (設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づき策定する鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、必要な事項を調整し協議するため、鏡野町介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第 2 条 委員会は、鏡野町長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 鏡野町老人保健福祉計画との調整に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 福祉関係者代表
- (4) 被保険者代表
- (5) 保健医療関係者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員の構成)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者等の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

なお、この訓令の施行の前日までになされた手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月30日訓令第38号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月11日訓令第13号)

この訓令は、平成29年4月11日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第10号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



鏡野町高齢者福祉計画・  
第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行年月日 令和6（2024）年3月

発行 鏡野町役場 総合福祉課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

Tel：0868-54-2986

Fax：0868-54-2891